



韓日意見交換会会場の「aTセンター」 編集部

目 次

韓国・日本の農業研究者意見交換会（その1）

グローバル化に立ち向かう韓国と日本の農畜産業	（4）
挨 拶	鄭 英一・梶井 功（6）
I. FTA/APPに相対する韓国と日本の農畜産業	
〔韓国〕FTA時代の韓国農畜産業：動向と見通し	金 正鎬（8）
〔日本〕TPP協定と日本の農畜産業	服部 信司（18）
〔コメント〕	小林 信一・任 延彬（27）
II. 韓国と日本の米問題	
〔韓国〕韓国の米の関税化転換と水田農業の課題	金 泰坤（33）
〔日本〕TPP合意と日本の米問題	神山 安雄（43）
〔コメント〕	李 貞煥・梶井 功（52）
〔連載 農研機構研究機関からの成果報告〕⑩	
製パン性に優れ、多収のパン用小麦品種「せときらら」	高田兼則（58）

時評 指定生乳生産者団体制度改革論の誤謬 (m) (2)

☆表紙写真 韓日意見交換会を盛り上げて頂いた関係者の皆さん 編集部
「農村と都市をむすぶ」2016年11月号（第66巻第11号）通巻781号

指定生乳生産者団体制度改革論の誤謬



酪農家は生産した生乳を乳業メーカーに販売するが、九六パーセントの酪農家は指定生乳生産者団体(以下、指定団体と呼ぶ)にすべての生乳の販売を委託している。日本の生乳流通の特徴は、きわめて高い生産者の組織率にある。全国で一〇の指定団体が販売競争を展開しながらも、需要に対応した生乳供給を図るために協調的な需給調整を民間ベースで行っている。

しかし、規制改革推進会議は指定団体による生乳販売の独占的な地位が生乳の自由な流通を阻害し、酪農家の利益を奪っているとみなし、指定団体を經由しない生乳流通を増やそうと躍起になっている。平成二八年三月、生乳を指定団体に販売委託せず、ブローカーに販売しているアウトサイダーの酪農家にも加工原料乳への補給金を交付することを提言した。国が示す限度数領内の加工原料乳への補給金交付は、生乳の需給調整と関わっており、たんなる所得補償のための直接払いではない。それでもイコールフットィングと称してブローカーにも補給金交付を認めるべきだという。

もっともアウトサイダーの酪農家は加工原料乳として生乳が処理されることを望んではいないので、見当違いの提言であった。そこで急遽、指定団体への生乳部分委託を広く認めることを主張している。酪農家が生乳を独自に販売し、その残りを指定団体に販売委託できるよう

にして、コメや青果物と同様、生産者の販路の自由度を広げるといふものである。

酪農家の直接販売やブローカーへの販売は、生乳需給が不足基調のもとでは比較的順調に推移する。しかし、年末年始などの時期には一時的に生乳需給は過剰になる。また今後、生乳生産や牛乳消費、乳製品輸入などのわずかな変化によって生乳需給が過剰へと転じる可能性が高い。生乳の過剰処理を販売に依存するアウトサイダーにとって、自ら販売しえない生乳を指定団体に委託できれば、生乳の独自販売のリスクは大きく軽減され、指定団体を經由しない生乳流通が拡大すると見込まれる。逆に、指定団体には需給逼迫期には生乳が集まらなくなり、過剰期には駆け込み寺に殺到するように生乳が集まってくる。過剰処理の負担に耐えられなくなり、少しでも乳価が高い飲用向けとして生乳を販売しようとする指定団体間の競争が激しくなり、乳価は大幅に下落する。需要に対応した生乳供給を図ろうとして生産抑制や乳製品の調整保管を試みても、一方で、その間隙を縫って売り抜けようとする酪農家やブローカー、さらには指定団体がいるので、とにかく生乳を売りさばくことに専心しなければならぬ。生乳は保存がきかないので、たたく売りのような状況になる。酪農生産者は疑心暗鬼に陥り、組織的で合理的な行動はとれなくなる。乳業メーカーも指定団体からの生乳供給が不安定になれば、安定的な生乳生産が見込める酪農家との直接取引に乗り出さざるをえなくなるだろう。指定団体に生乳販売を委託しても、安定的な乳価は実現せず、大規模酪農経営は乳業メ

ーカーと直接契約を結ぶようになり、中小規模の酪農家が指定団体への生乳販売委託を続けるのだろう。欧米と異なって政府の乳製品市場買い入れなどのセーフティネット措置がない日本では、もはや生乳市場の安定性を図るための需給調整機能を担う組織は見当たらなくなる。生乳需給が一時的な過剰から逼迫に転じても、乳価下落の下で廃業した酪農経営は復活しない。生乳不足を回避するために、乳製品やロングライフ牛乳の輸入が拡大し、生乳需要はますます縮小する。

生産者の組織率は格段に低下し、指定団体が機能不全に陥り、個別酪農家は乳業メーカーとの直接契約で有利な取引条件を獲得するための競争を展開する。規制改革推進会議がめざしているのは、こうした自由競争の世界なのだろう。貯蔵できるコメや生産サイクルの短い野菜とは異なる生乳の商品特性を無視して、「流通自由化」を追求することの無理が認識されていない。

酪農家、乳業メーカー、消費者はどのような影響を受けるのだろうか。参考になる事例がある。一九九四年、法律で設立された生乳を独占的に集荷し、用途別乳価で販売する組織であるミルクマーケティンングボード（以下、MMBと呼ぶ）が解体されたイギリスである。用途別乳価取引はなくなり、酪農協同組合による共同販売も頓挫し、自由な生乳流通・価格形成へと転じていった。消費地近郊の飲用牛乳工場への激しい生乳販売競争の果てに乳価は下落し、一方で、多くのチーズを輸入し、脱脂粉乳・バターを輸出するイギリスの乳価は国際乳製品価格との連動性を高めていく。一〇年ほど前から飼料穀

物、乳製品の国際価格が乱高下するようになり、イギリスの乳価も同様に大きな変動を繰り返している。ロシアの乳製品禁輸措置や中国の経済成長減速による乳製品輸入の縮小の影響で、近年の乳価低迷は酪農経営に大きなダメージを与えている。MMBによって遮断されていたサプライチェーンの連動性は回復したが、食品小売市場で大きなシェアを持つテスコなどの大型小売業者主導の市場へと転換し、サプライチェーンにおける利益配分の偏り、酪農・乳業の持続性が問われてきた。広大な丘陵地が飼料畑・草地として利用されているイギリスは、酪農生産に恵まれた国である。乳価の下落や大幅な変動の影響を受けて多くの酪農家が廃業したが、飼養頭数規模の拡大、省力化、自給飼料の確保などによって経営を維持してきた酪農家がかろうじて酪農生産を支えている。大型小売業者がなだらかな乳価変動、市場価格よりやや高い乳価を保証する酪農家グループを組織し、酪農生産の持続性を図ろうとしている。その背景には、自由な生乳流通がもたらした市場の不安定性への危機感がある。イギリスが経験した自由化のスパイラルが日本でも再現される可能性が高い。そのなかで酪農・乳業はいずれも存立基盤を失い、消費者は国産のフレッシュミルクを求めることが難しくなり、粉乳などの乳製品を原料とする加工乳・乳飲料や輸入ロングライフミルクを一般的に飲用するようになろう。彼等の酪農の生産条件の差異は、牛乳消費のあり方にいっそう大きな違いをもたらすだろう。無責任な政策の誤謬は大きな禍根を残すにちがいない。

韓国・日本の農業研究者意見交換会 グローバル化に立ち向かう韓国と日本の農畜産業

農林行政を考える会（梶井功代表）は、韓国の農政研究センター（鄭英一代表）・地域財団（朴珍道代表）との共催で、二〇一六年九月八日、韓国ソウル市瑞草区良才洞のaTセンター（農水産食品流通公社ビル）で、韓国・日本の農業研究者意見交換会「グローバル化に立ち向かう韓国と日本の農畜産業」を開いた。

韓国は二〇一二年、アメリカとの間で包括的な自由貿易協定（FTA）を発効させた。EU韓国FTAに次ぐものであり、またその後もオーストラリア、ニュージーランド、カナダや中国とのFTAを締結している。韓国は「FTA時代」のなかにあり、韓米FTAも発効から四年を経過している。

一方、日本は、環太平洋連携協定（TPP）の合意を受けて、TPPの批准法案と関連対策について審議する九月末からの臨時国会を控えていた。

そこで韓国と日本の間で、グローバル化の下での農畜産業の現状と課題について意見を交換することにした。

意見交換会は、第Iセッションでグローバル化と農畜産業を全体的に議論し、第IIセッションで米問題、第IIIセッションで畜産問題、第IVセッションで農協問題を議論した。これは、第I・第IIセッションまでのとりまとめである。紙幅の関係から、コメントの一部と討議は、編集部の責任で整理してある。

（文責・神山安雄）

韓国・日本の農業研究者意見交換会

グローバル化に立ち向かう韓国と日本の農畜産業

2016年9月8日(木) 10時~18時
韓国ソウル市瑞草区良才洞 aTセンター

韓国農政研究センター 鄭英一代表あいさつ
農林行政を考える会 梶井功代表あいさつ

第Ⅰセッション：FTA/TPPに相對する韓国・日本の農業・畜産業

金 正鎬 FTA時代の韓国の農畜産業：動向と見通し

服部信司 TPP協定と日本の農業・畜産業

コメント 小林信一／任廷彬(イム・ジョンビン)

第Ⅱセッション：韓国と日本の米問題

金 泰坤 韓国の米の関税化転換と水田農業の課題

神山安雄 TPP合意と日本の米問題

コメント 梶井功／李貞煥(イ・ジョンハン)

(以上、本号に掲載)

第Ⅲセッション：韓国と日本の畜産問題

第Ⅳセッション：韓国と日本の農協問題

(以上、12月号に掲載)



開会あいさつ

鄭英一 韓国農政研究センター理事長

いろいろご多忙にもかかわらず、本日の意見交換会にお越しいただき、厚くお礼申し上げます。一七年前の一九九九年に意見交換会を開きましたが、再び二回目の韓日農業研究者意見交換会を開くことができることになったことを意義深く思っております。本日の意見交換会開催に向け多大なご努力を傾けて頂きました皆さま、日本からお越し頂きました梶井先生をはじめとする農林行政を考える会の方々、様々な方々に、韓国の共同開催組織として厚くお礼申し上げます。



鄭英一理事長

日韓両国は、農業においてもまるで双子のような共通点をもっていて、似たような立場に置かれていると思います。にもかかわらず、意外にも相互の理解が不

足しており、情報交換のための努力が足りなかったのではないかと思います。最近、過去の歴史問題を乗り越えて、新しいビジョンに向けて民間レベルでの交流がより一層深まっていく新しい時代を迎えています。本日の交流会を通じまして、二一世紀の韓日農業協力、新しい模索、世界の中の東アジアの農業のあり方を考えるために、積極的に意見交換を進めていくことを期待しています。

本日の交流会が、両国が当面している様々な農業関連の問題に関する認識の共有と問題解決策を模索するきっかけとなることを望んでいることを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

梶井功 「農林行政を考える会」代表

本日は、韓国の農政研究センターをはじめとした皆さまのお陰でこうした会議をもてることができ感謝申し上げます。私も農林行政を考える会は、日本の農林水産省で働いている人たちでつくっている全農林労働組合の全面的なご支援の下に、お手元にお配りした「農村と都市をむすぶ」誌を通し、メンバー〇名をもって、日本の農業、農政の方向性をただす研究や農協問題等の研究や発表などを進めています。



梶井功代表

このところの日本の農政を見ていますと、アジアをはじめとする情勢などを省みないで、方向としては、非常におかしな方向に行きつつあると思います。その

点に関しましては、韓国と日本で共通する問題があると感じておりますが、これまで、お互いに向き合って話し合い、問題の解決の方向を探るということあまり行ってこなかったもので、今回、意見交換会を企画したところです。本日出席の皆さま方の討論で問題解明を前進させていただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

第Iセッション

FTA／TPPに相対する韓国・日本の農業・畜産業

司会・李貞煥（GS&J理事長、元農村経済研究院院長）

李貞煥（司会） 第Iセッションは、韓米FTAなどに相対する韓国の農畜産業、TPPなどに相対する日本の農畜産業をテーマに議論を進めたいと思います。

第Iセッションは、金正鎬・韓国環境農業研究院院長から「FTA時代の韓国農畜産業…動向と見通し」につ

いて、次に、服部信司国際農政研究所代表から「TPP協定と日本の農業・畜産業」について発表をお願いいたします。

まずは、金正鎬院長から発言をお願いします。

FTA時代の韓国農畜産業…動向と見通し

(社)環境農業研究院長

元韓国農村経済研究院副院長

金^{キム}

正鎬^{ジョンホ}

1 韓国のFTA推進経過

韓国のFTA推進経過を要約するにあたって、農畜産業に与える影響及び見通しについて、簡単にまとめることにする。参考までに、これは韓国農村経済研究院の二〇一六年農業展望資料から抜粋したものである。

韓国は二〇〇四年、チリとのFTAをはじめとして、二〇一六年現在、米国・EUなど、巨大経済圏を含め、総計五二カ国と一五件のFTAを締結した。特に、二〇〇〇年代に入りWTO交渉の滞りによって多者間貿易体系が衰退し、農畜産物の大半がFTA締結国から輸入されている。その中でも、最大の変化は、二〇一五年に中国とのFTAが締結され、現在、輸入額の八〇%以上がFTA締結国から輸入されていることである。

中国とのFTAについてより詳細に説明すると、二〇一四年一月に妥結した韓・中FTAは、比較的成功的な妥結案を引き出したものと評価され、二〇一五年一二

月二〇日から発効している。内容は、主な生鮮農畜産物をはじめ、大部分のセンシティブ品目(重要品目)が譲許対象から外され、FTA締結案の総一、六一一種の農畜産物の品目の中で、最重要品目は五八一種と、農畜産物の輸入関税の撤廃率は六三・九%と試算される。韓国農林畜産食品部が毎年発表する『農林畜産主要統計』では、生産額の集計が可能な八五品目のうち、七八が開放対象から外された。また、一部加工農畜産物は関税の一部が削減されたものの、農畜産業全般に及ぼす影響は極めて少ないと見られる。韓国はこれまでFTA交渉で、農業の核の米と米関連品目は譲許除外品目に設定し、他の重要品目に関しては現行関税の維持及びTRQの適用、季節関税の導入、関税の部分撤廃または撤廃期間の延長、緊急輸入制限措置(セーフガード)の設定などを通じて、国内における対応期間を確保し、輸入被害を最少化できる装置を設けた。それにもかかわらず、畜産物と果実は市場開放の水準が相対的に高い方で、今後FT

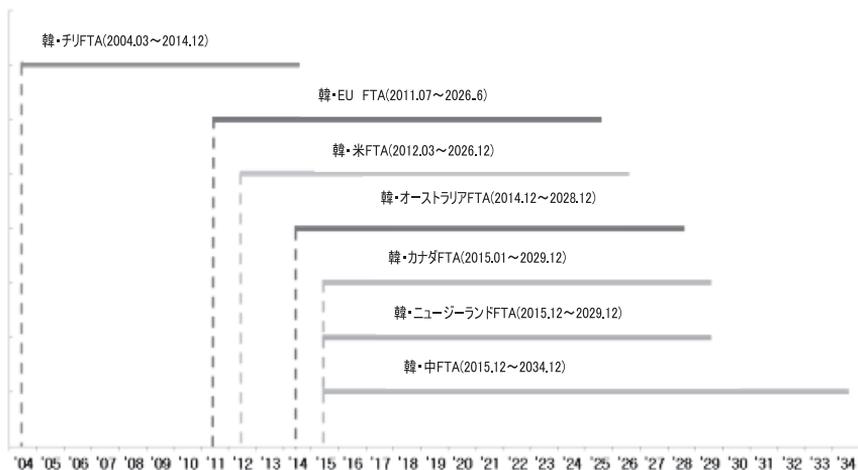
FTA時代の韓国農畜産業：動向と見通し

Aの履行に伴い、関税引き下げの幅が拡大し、輸入増加の可能性が高い。韓・チリFTAにより、チリ産ぶどうとキウイ、豚肉、ワインが、韓・米FTAにより米国产牛肉をはじめとした畜産物と生鮮果実（オレンジ、ぶどう、チェリーなど）、韓・EUFTAによりEU産豚肉、鶏肉、酪農品とワインなどの国内市場への接近がしやすくなった。

最近発効したイギリス連邦諸国（オーストラリア、カナダ、ニュージーランド）とのFTA交渉でも、牛肉、豚肉、キウイなどが重要品目になっている。二〇一四年は韓・オーストラリア、二〇一五年には韓・カナダ、韓・ニュージーランドFTAが発効し、イギリス連邦国家との貿易自由化が本格化した。イギリス連邦国家は、畜産物及び穀物の輸出国で、これらの国から輸入される農畜産物は国内マーケットにおいて一定水準以上の占有率を示している。特に、二〇一四年は韓・チリFTAが発効して一一年目の年で、大半のチリ産譲許対象品目が無関税で輸入され、移行初期の韓・EUFTAと韓・米FTAの譲許対象品目の関税も追加的に引き下げが行われている。

現在韓国は、締結済みのFTA（一四件発効）の影響が累積され、国内経済に及ぼす余波が大きくなると同時に、新しいFTAの締結も拡大される全面開放時代に直

図1. 韓国と主要国のFTA履行期間



面していると判断される。特に畜産物については、農畜産業生産額の上位一〜三位（米を除く）品目の豚肉、牛肉、鶏肉などの関税が逐次撤廃され、二〇二八年以降は無関税で輸入される予定だ。果実類の中でも季節関税の適用を受けるオレンジ（三〜八月）、ぶどう（一〜四月、一〇・一六〜二月）、チェリー（二・四％、即時撤廃）などは二〇一八年から全量無関税で輸入される。

二〇一四年と二〇一五年に発効したイギリス連邦（オーストラリア・カナダ・ニュージーランド）FTAと中国、ベトナムFTAの実施によって、国内農畜産物市場の開放幅が拡大されており、今後ともその傾向が加速する見通しだ。市場開放の拡大は、関税引き下げだけでなく、国内農畜産物の需給や国際市場がより緊密に連動されることを意味する。韓国はFTA未締結国との交渉を継続的に推進しており、世界的な傾向に従ってメガFTA締結の影響は避けられないと思われる。米国や日本など、一・二カ国の「環太平洋パートナーシップ（TPP）」、ASEAN十六の「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）」に韓国が参加すると、市場開放の効果はより加速するだろう。このような国際通商環境の変化の中、韓国政府はFTA締結の多元化戦略などに基つき、主要国や経済圏とのFTA締結を行い、TPPのような地域経済統合による農畜産物市場構造の再編に備えている。

2 韓国の農畜産業の動向と見通し

(1) 農畜産物消費の推移

一九九五年以降、韓国の種類別一人当たり消費の傾向をみると、米を中心にした穀物類とキムチの主材料の五大野菜、そして六大果実の消費は減少した反面、オレンジや熱帯輸入果実と肉類の消費は引き続き増加した。具体的に穀物や野菜分野で米を含めた穀物は年平均一・五％減少し、五大野菜も年平均〇・三％減少した。全体的には果実の消費は一九九五年一人当たり五一・二kgから二〇一四年五六・九kgと、年平均〇・六％増加したが、これは六大果実が年平均〇・三％減少した反面、オレンジや熱帯輸入果実の消費が年平均五・四％増加したからだ。つまり、所得の増加に伴って国内果実の消費は増加傾向にあったが、伝統的な国内果実からオレンジや熱帯輸入果実へと消費のトレンドが切り替わっていることを示唆する。そして、肉類は一人当たりの消費量が一九九五年二七・四kgから二〇一四年四五・八kgと、年平均二・七％伸びた。牛肉と豚肉は年平均それぞれ二・六％、二・二％増加し鶏肉は四・一％増加した。

これに基づいて農畜産物の消費の展望を推定すると、輸入農畜産物が国内市場を侵食し、国内消費も停滞ないしは減少傾向が続く二重苦の状況がますます深刻になる

表1. 農畜産物の種類別消費動向及び見通し

単位：kg/人、%

区分	1995	2014	2015	2016 (見通し)	2020	2025	年平均 変化率(%)			
							14/95	15/14	16/15	25/15
7大穀物	191.7	143.5	139.2	138.1	132.7	126.6	-1.5	-2.9	-0.8	-0.9
5大野菜	131.3	123.5	110.9	105.4	102.9	98.0	-0.3	-10.2	-5.0	-1.2
6大果実	46.4	43.7	43.7	41.1	40.6	40.0	-0.3	-0.1	-5.8	-0.9
熱帯輸入果実	4.8	13.3	14.0	14.7	15.7	16.8	5.4	5.8	4.4	1.8
3대肉類	27.4	45.8	47.3	46.7	48.2	50.3	2.7	3.4	-1.4	0.6

注：1) 7大穀物：米、麦、小麦、豆、トウモロコシ、ジャガイモ、サツマイモ
 2) 5大野菜：白菜、大根、にんにく、唐辛子、玉ねぎ
 3) 6大果実：りんご、梨、桃、ぶどう、みかん、柿
 4) 3대肉類：牛肉、豚肉、鶏肉

資料：韓国農村経済研究院 KASMO (Korea Agricultural Simulation Model)

とみられる。米と穀物の消費減少の傾向が続き、二〇二五年には七大穀物が一人当たり一二六・六kgで、年平均〇・九%減少する見通しで、穀物は繰越在庫量の増加により価格が下がって、二〇一六年の農家販売価格は前年比一・〇%低下するとみられる。二〇二五年六大国内果実消費量は一人当たり四〇・〇kgで、年平均〇・九%が減少する反面、オレンジや熱帯果実の消費量は年平均一・八%の伸びが予想される。キムチ消費の減少につれ、五大野菜の消費量も一人当たり九八・〇kgで、年平均一・二%が減少する見通しだ。一方、肉類の消費は引き続き増加し、二〇二五年三大畜産物の一人当たり消費量は五〇・三kgで、年平均〇・六%の増加が予想されている。

(2) 国内農業生産の変化

二〇一五年韓国の農業生産額は前年比〇・八%増の四五兆二、六七〇億ウォンと推計されている。栽培業部門生産額は穀物と果実などの価格下落により前年比〇・九%減少し、畜産・蚕業生産額は肉用牛の価格上昇により前年比三・一%増加したと推定される。

二〇一五年生産額の展望値と二〇一六年の推定値の差は主に畜産・蚕業の展望値の差によるものである。二〇一五年の展望値では豚の母豚頭数の増加及び価格の下落により生産額が前年比八・八%減少すると展望したものの、実際は豚流行性下痢及び口蹄疫の発生によって上半

表2. 農業部門の生産額（名目）の動向と見通し

単位：十億ウォン、%

区分	2014	2015	2016 (推定)	2020	2025	年平均 変化率(%)		
						15/14	16/15	25/15
農業 総生産額	44,917	45,267	43,795	45,889	49,548	0.8	-3.3	0.9
耕種栽培業	26,042	25,801	25,706	26,038	26,522	-0.9	-0.4	0.3
穀物類	9,376	8,826	8,189	7,466	6,770	-5.9	-7.2	-2.6
野菜類	8,894	9,538	9,959	10,488	11,043	7.2	4.4	1.5
果実類	3,578	3,334	3,400	3,766	4,057	-6.8	2.0	2.0
特用・薬用	1,611	1,568	1,575	1,765	2,041	-2.7	0.4	2.7
畜産・蚕業 ¹⁾	18,875	19,466	18,089	19,851	23,026	3.1	-7.1	1.7
肉用牛	4,285	4,850	4,673	4,533	5,382	13.2	-3.7	1.0
豚肉	6,615	6,810	6,110	6,611	7,406	2.9	-10.3	0.8
鶏肉	2,024	2,072	1,934	2,505	3,051	2.4	-6.6	3.9
乳牛	2,338	2,465	2,343	2,528	2,659	5.4	-5.0	0.8

注：1) 農林畜産食品の主要統計 2012年版より畜産業と養蚕業を併せて畜産・蚕業として発表。

資料：農林畜産食品部（農林畜産食品の主要統計各年度）、韓国農村経済研究院 KASMO (Korea Agricultural Simulation Model)

期の供給量減少及び価格引き上げにより生産額は前年に比べて増加したとみられる。一方、肉用牛に対しても過去の展望値（前年比一・六%減少）では在庫の増加を反映して価格上昇に制約がかかると予想されたが、実際はディスカウントイベントなどで在庫が全量消費され、予想より価格が高騰したと思われる。

したがって、気象異変及び家畜の病気など特別なことがないかぎり、二〇一六年の農業生産額は前年比三・三%減の四三兆七、九五〇億ウォンになる見通しだ。具体的には耕種栽培業においては野菜・果実の生産額が前年より増加し、米は豊作だった前年より生産が減少するとみられ、栽培業の生産額は前年比〇・四%減少した二五兆七、〇六〇億ウォンになる見通しだ。そして、畜産・蚕業では豚肉をはじめ畜産物全体の供給量増加に伴う価格下落で畜産・蚕業の生産額は前年比七・一%下がった一八兆八九〇億ウォンと予測されている。

一方、中長期的に農業生産額は年平均〇・九%増加する見通しだ。耕種栽培業と畜産・蚕業はともになだらかな伸びが予想され、畜産・蚕業の増加（一・七%増）幅が栽培業（〇・三%増）より大きくなると思われる。米以外の野菜類、果実類などの生産額はなだらかに増加すると思われるが、米の生産額は中長期的には減少傾向が予測され、栽培業全体の生産額の伸びを制限する要因と

して働くと思われる。畜産・蚕業生産額は二〇一六年以降、主要畜産物の生産額の増加により緩い増加傾向になる見通しだ。

(3) 農業付加価値及び総所得の見通し

したがって、二〇一五年韓国農業付加価値は前年比四〇％増の二七兆一、六五〇億ウォンと推計される。栽培部門の付加価値は前年比一・六％増の一九兆三一〇億ウォン、畜産業の付加価値は前年比一〇・一％増の八兆一、三四〇億ウォンと推定される。栽培業の付加価値の増加は国際原油価格の下落に伴い、投入財の価格が二・二％下落したためである。また、畜産業の付加価値が増加したのは二〇一四年以降、国際穀物価格の下落によって国内の配合飼料の価格が三・七％引き下がったためである。

中長期の見通しでは、農業部門の付加価値は小幅の増加傾向を示すとみられる。付加価値は栽培業と畜産業とも伸び傾向にあるが、栽培業の付加価値（年平均〇・二％）は畜産業（年平均一・八％）よりその幅が小さいと見られる。今後、農業の付加価値は年平均〇・七％増加し、二〇二五年には二九兆二、〇六〇億ウォンとなる見通しだ。

また、農業部門の付加価値率は二〇一五年六〇・〇％と推定され、今後減少し続け、二〇二五年には五八・九

表3. 農業部門の付加価値（名目）の動向と見通し

単位：十億ウォン、％

区分	2014	2015	2016 (推定)	2020	2025	年平均 変化率(%)		
						15/14	16/15	25/15
農業	26,113 (58.1)	27,165 (60.0)	26,152 (59.7)	27,336 (59.6)	29,206 (58.9)	4.0 (1.9%p)	-3.7 (-0.3%p)	0.7 (-1.1%p)
耕種 栽培業	18,725 (71.9)	19,031 (73.8)	19,187 (74.6)	19,285 (74.1)	19,493 (73.5)	1.6 (1.9%p)	0.8 (0.9%p)	0.2 (-0.3%p)
畜産業	7,388 (39.1)	8,134 (41.8)	6,965 (38.5)	8,050 (40.6)	9,713 (42.2)	10.1 (2.6%p)	-14.4 (-3.3%p)	1.8 (0.4%p)

注：附帯サービスは除く。() は付加価値率

資料：韓国銀行、韓国農村経済院 KASMO (Korea Agricultural Simulation Model)

%まで減少するとみられる。このような減少は農家の交易条件の悪化に因るものだ。栽培業の付加価値率は二〇一五年七三・七%から二〇二五年七三・五%に減少するとみられ、畜産業の付加価値率は二〇一五年四一・八%より小幅増加するとみられる。

一方、一戸当たりの農家所得は、二〇〇九年以降、農業所得と非経常所得の急激な減少により農家所得は減少傾向を表したが、二〇一二年以降、農業所得と非経常所得の伸びにより農家所得は回復する傾向を見せている。

二〇一五年農家所得は、移転所得と農業所得が大幅に増加し、前年比五・九%増の三、七〇一万ウォンと推定される。農家所得は年平均一・六%増加して、二〇二五年には約四、三三〇万ウォンに達すると予想される。

農家の減少によって、一戸当たりの農業所得は農業総所得に比べて相対的に高い伸びを示している。二〇一二年から増加傾向にある一戸当たりの農業所得は二〇一四年には一、〇三〇万ウォン水準であった。一戸当たりの農業所得は、二〇一五年一、〇七五万ウォンから二〇二五年一、一四一万ウォンに、年平均〇・六%増加する見通しだ。

また、所得構成要素をみると、二〇一五年農業所得は前年比四・四%、農外所得二・三%、移転所得一七・三%、非経常所得二・九%増加したものと推定できる。農

表4. 1戸当たりの農家所得の動向と見通し（名目）

単位：千ウォン、%

区分	1995	2014	2015	2016 (推定)	2020	2025	年平均 変化率(%)		
							15/14	16/15	25/15
農家所得	21,803	34,950	37,008	37,040	40,136	43,302	5.9	0.1	1.6
	(31,944)	(33,573)	(34,789)	(34,871)	(36,181)	(35,822)	(3.6)	(0.2)	(0.3)
農業所得	10,469	10,303	10,754	10,419	10,781	11,412	4.4	-3.1	0.6
	(15,339)	(9,897)	(10,109)	(9,809)	(9,719)	(9,440)	(2.1)	(-3.0)	(-0.7)
農外所得	6,931	14,799	15,137	15,440	16,643	18,228	2.3	2.0	1.9
移転所得	4,403	6,819	7,998	8,023	9,372	10,115	17.3	0.3	2.4
非経常所得 ¹⁾	-	3,029	3,118	3,158	3,340	3,547	2.9	1.3	1.3

注：1) 非経常所得は統計庁で2003年から調査を開始。

2) () GDPデフレーターを利用して実質に変換した値。

資料：統計庁「農家経済調査」、韓国農村経済研究院 KASMO (Korea Agricultural Simulation Model)

家所得の四二・三％（二〇一四年基準）を占めている農外所得は、事業外所得と兼業所得で構成されており、二〇一四年には事業外所得が七四・七％、兼業所得は二五・三％の割合を占めている。農外所得は二〇一五年以降、年平均一・九％増加して二〇二五年には一、八二三万ウォン内外になると見られる。

3 韓国の農畜産業の未来像とビジョン

韓国の農畜産業の未来を展望するため、農業生産構造、農業人材と経営体、農産業組織などをまとめると次のようになる。

第一に、所得作目中心の生産構造に早く転換されると考えられる。つまり、未来の韓国の農業は、基礎食糧の米の自給を維持しながら園芸作物と畜産物を生産する高所得農産業体制に再編される見通しである。

一九九五年WTO発足以来、韓国の農業は成長作目と衰退作目が次第に明確になっている。市場開放の速度の遅い米の生産は安定的に維持され、野菜と果実の生産はわずかながら伸び傾向を示している。畜産は国民所得の増大に伴って肉類の消費が拡大し、BSEなどの食品の安全性の問題が浮かび上がる中、国内生産が大幅に伸びている。

今後、日本及び中国とのFTA交渉が進み、北東アジア

経済共同体が可視化されることによって、北東アジア農業の分業体制を設定できるだろう。その際、韓国の農業は先端技術を活用する高付加価値農畜産物に特化する方向に再編されていくと思われる。したがって、未来の農業は高付加価値が得られる施設農業が主となり、一方、地域の特性を活かした多様な所得作目が実用化されるとみられる。

第二に、専門経営体中心の農業構造が成熟していくとの見通しである。将来の農業は専門経営体が農業生産をリードしながら、生産品目も一般の耕種農業から畜産と施設園芸など、付加価値の高い成長作目を中心に調整が行われるだろう。

韓国の農業は平均的には零細農構造といわれているものの、内部的には一九九〇年代以降、階層分化がスピーディーに進み、専業農中心に大規模化・専門化していく傾向にある。農業構造が専門経営体中心に再編され、専業農の農業生産比率は二〇三〇年ごろには七〇％に達するとみられる。

米の生産には自給農家が委託営農の形で多数存在するものの、施設園芸と畜産経営は大規模な専業農が生産を引っ張っていくだろう。また、個別農家で協同組織をつくる農業法人も堅実に発展し、地域の農畜産業の中心勢力を形成する一方、法人の代表者は堅実な中小企業の経

営者としての社会的な地位を持つようになるだろう。

第三に、品目別組織化とグローバル農業会社が登場するとの見通しである。今後、大規模な農畜産物流通会社が系列の形で組織化し、専業農家をリードし、これらの組織が国内の流通を支配しながら海外市場に進出する可能性が極めて高い。

品目の組織化を通じて大農経営体制を構築した先駆的な分野が畜産である。特に、一九七〇年代から推進された鶏肉と豚の系列化事業が今日の畜産企業に発展している。例えば、鶏肉は系列化業者から市場に流通される量が七〇%を超えるほど市場支配力が大きい。

農協連合事業や組合共同事業法人などの地域農協組合が産地の出荷組織を系列化し、発展を遂げており、米穀総合処理場(RPC)の統合や拠点産地流通センター(APC)の系列化が様々な形で試みられている。そして、政府と地方自治体、農家と農企業、大学と研究所などの協力を基にした農食品クラスター(Agricultural Cluster)事業も組織化を活発にする重要な手段となっている。

上記のような農畜産業の発展可能性を現実化し、未来のビジョンとして具体化するためには、農業経営者と政府が一体となって、次の四つの革新課題を戦略的に推進することを提案する。

第一は、コスト革新である。機械化と施設の自動化、

表5. 韓国農畜産業のSWOT分析

強み(Strength)	弱み(Weakness)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 優秀な農畜産業の人材とベンチャー精神 ・ 高い技術水準と研究開発能力 ・ 政府の農畜産業投資意志 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狭い耕地面積と零細農構造 ・ 高地価、高賃金など高コスト構造 ・ 流通物流システムの非効率性
機会(Opportunity)	脅威(Threat)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 購買力のある国内外の消費者 ・ 先端技術の開発と農畜産業的活用 ・ 大規模化、専門化された経営体の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場開放に伴う輸入農畜産物の増加 ・ 日本輸出市場における中国との競合 ・ WTOの国境保護措置の削減要求

そして、栽培・飼育方法の省力化技術を導入し、努力費の削減（コストダウン）と経営規模の拡大を図ることによって、固定費を分散すると同時に総所得の増大を求める戦略である。特に、個別経営よりは作目班や農業協同組合の事業連合などのような組織化を通じて規模の経済と範囲の経済を求めることができる。

第二に、商品革新である。新しい品種と技術を取り入れて差別化された農畜産物を生産し、同一の農畜産物であっても加工・予冷・貯蔵・包装など、収穫後の管理技術を採用して付加価値を高める戦略である。特に、個性時代の社会傾向を背景に、特定の消費者をターゲットにした新商品を開発し、ニッチマーケット(niche market)を開拓しながら、固定顧客を増やしていけるものと思われる。

第三に、マーケティングの革新である。新鮮農畜産物の特性を活かして消費者に近づいていく電子商取引を利用した直接取引を行うことによって、受け取り価格を引き上げ、系列主体中心の契約生産及び徹底した品質管理を通じて商品をブランド化し、流通業者に安定的に供給することで多量取引の利益を図ることができる。また、農家はハイクオリエィの生産に専念し、マーケティングは農業協同組合に専担させるのもよい戦略だ。

第四に、サービスの革新である。サービスは第二の商品とも言われるように、農業のサービス産業化が必要で

ある。自国の農畜産物に農村の伝統と文化が染み込んでいることを消費者に知らせることも、しなければならぬ重要なサービス活動であろう。また、都会に住む人々と消費者に農場体験の機会を提供し、快適な余暇・休息の場を提供することは、農業及び農村についての理解を一層深めるきっかけとなるに違いない。

参考文献

- キム・ピョンテク、「韓国の農業政策」、ハヌルアカデミー、二〇〇九。
- キム・ジョンホ外、「農漁業・農漁村及び食品産業の発展計画樹立研究」、韓国農村経済研究院、二〇一〇。
- キム・ジョンホ外、「韓国農業の未来ビジョン」、未来メディア、二〇一一。
- 農林畜産食品部、「農業・農村及び食品産業に関する年次報告書」、二〇一五。
- ミン・スング外、「韓国農業の枠組みを変えよう」、サムスン経済研究所、二〇〇四。
- パク・ソング外、「先進国型 農政への転換のための研究」、韓国農村経済研究院、二〇〇八。
- ソン・ジングン、「韓国農業のリフォーム」、ヘナム、二〇一四。
- 韓国農村経済研究院、「韓国農政五〇年史」、一九九九。
- 韓国農村経済研究院、「農業展望二〇一六」、二〇一六。

TPP協定と日本の農畜産業

国際農政研究所代表 服部 信司

昨年一〇月、アメリカ・アトランタで行われたTPP閣僚会合において、TPP交渉は大筋合意に達した。その一か月前（七月二八―三一日）のハワイにおける閣僚会合で難関分野として残った問題―バイオ新薬のデータ保護期間、自動車原産地規制の割合、乳製品問題―が、アトランタで解決し、合意に達したのである。

日本は、「日米で早期に妥結し、全体合意の流れを作る」という戦略から、遺憾ながら重要農産物について過大な譲歩を行ったのである。それは、日本政府が発表した「交渉の結果」に示されている。

ここでは、TPP交渉を始めたアメリカの意図、日米共同声明に基づく日本の参加、大筋合意の要点と日本農産物についての結果を分析・検討し、日本のとるべき対策を考えていくことにする。

1 アメリカ主導の拡大TPP交渉

(1) 当初のTPP4

当初のTPP4 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: TPP。環太平洋戦略的経済連携協定。以下、TPP4と略) は、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ四国が二〇〇六年に発足させた経済連携協定(EPA)である。物品については、一部品目の段階的な(一〇年前後かけた)自由化を含みつつも、ほぼ例外なく自由化に移行させる協定となっている。四カ国は小国で国内に製造工業などは持たないから、工業製品は専ら輸入に依存しており、もともと関税は低い。関税が低い(ない)ことが四か国の国益につながっているのである。

(2) アメリカ主導の拡大TPP交渉の開始

二〇〇九年一月、オバマ大統領は、「二一世紀の貿易協定にふさわしい高い水準と幅広い加盟国を持った地域協定を作る目的を持ってTPP諸国と交渉を行なう」ことを表明。

二〇一〇年三月、当初TPP四カ国+新四カ国、すな

わち、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、アメリカ、豪州、ペルー、ヴェトナムの八カ国が、「環太平洋経済連携協定 (Trans-Pacific Economic Partnership Agreement)」の形成を目指す交渉を開始。二〇一〇年一〇月にマレーシア、二〇一二年七月にカナダ、メキシコ、二〇一三年七月に日本が参加し、以降一二か国によるTPP交渉が行われてきた。

(3) 拡大TPP交渉におけるアメリカの意図

1) 二〇〇九年までのアジア太平洋における経済連携の枠組

アメリカ主導による新たなTPP交渉が始まる前二〇〇九年までのアジア太平洋地域における経済連携の枠組は、「ASEAN (東南アジア諸国連合一〇カ国) + 三 (日本、中国、韓国) と「ASEAN+六 (日・中・韓、豪州、ニュージーランド、インド)」の二つであった。

この二つの経済連携の特徴は、いずれもアメリカを含んでいないことにある。

アメリカが拡大TPP交渉に乗り出した意図には、次の三つの側面がある。

2) TPPによるアジアへの関与

アメリカがTPP交渉に乗り出した二〇一〇年時点におけるTPPについてのアメリカにおける唯一の文献であるアメリカ議会調査局 (CRS) のレポート「Trans-

Pacific Economic Partnership Agreement」は次のように言う。

「アジアが経済発展の世界的な中心になりつつあるなかで、アメリカが経済連携の外側に立ち続けるならば、アジア諸国は、成長を続ける中国と先進経済の日本にさらに引き寄せられ、アメリカはアジアの経済成長から取り残されるおそれがある。こうした状態を生み出さないためには、アジアにおける地域連携からアメリカが排除されている事態を解消しなければならない」⁽⁴⁾。これが、アメリカが新たなTPP交渉を開始するに至った基本的な理由である。

3) アジアへの輸出拡大

二〇一〇年三月に新たなTPP交渉がアメリカ主導で始まったことは、拡大TPPがオバマ政権の輸出拡大戦略と強く連動していたことを意味していた。

オバマ大統領は二〇一〇年一月の一般教書演説において、今後五年間で輸出を倍増させる「国家輸出計画」を打ち出した。

オバマ大統領は、この輸出倍増計画の実施をもって、二〇〇八年のリーマンショック後一〇%近い高い失業率が続いていた状態を打開する方策 (雇用創出戦略) の一つにしよとしたのである。

4) 中国に対する戦略的側面

アメリカ主導の TPP は、アジアに対するアメリカの経済的関与と輸出増大の手段というだけのもではない。そこには、アジアにおいて経済的存在感だけでなく政治的軍事的存在感を増しつつある中国に対するアメリカ主導の独自の経済グループの形成↓それによる中国への圧力の形成という戦略的側面が存在する。アメリカ国務省（日本の外務省にあたる）が重視するのはこの側面であろう。日本では、内閣府と外務省、さらには、安倍政権自体が同じ視点を持っている。

2 日本の参加と日本政府の課題

(1) 日本の参加・日米共同声明に基づく

二〇一三年二月二五日に行われた日米首脳会談に基づく日米共同声明は、「日本の場合にはいくつかの農産物、アメリカの場合にはいくつかの工業製品のようなセンシティブ（考慮すべき重要な）品目があることを認め」、「TPP 交渉に参加するにあたり、一方的にすべての関税を撤廃することを前もって約束することを求められるものではない」とした。

安倍首相は、日米首脳会談と日米共同声明において「聖域なき関税撤廃は前提とされていないことが確認された」とし、三月一五日、TPP 交渉への参加表明を行ったわけである。

(2) 安倍政権の TPP の基本的位置づけ

安倍首相は、TPP を「普遍的価値観を同じくする国同士の協定」、すなわち、中国を含まない経済協定Ⅱ中国に対抗する経済協定の視点で位置付け、その TPP を日米同盟に重ね合わせて位置付けていると見られる。

(3) 国会決議と日本政府に課せられた二つの課題

首相の TPP 交渉参加表明を受けて、二〇一三年四月、国会衆参農林水産委員会は、次の決議を採択した。

「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすること。

交渉に当たっては、農林水産分野の重要五品目の聖域の確保を最優先し、それが確保できない場合は、脱退も辞さないものとする」と。

ここでいう「重要五品目の聖域の確保」の「聖域」とは「関税撤廃の例外」である。

日本政府の TPP 交渉―日米協議は、この国会決議に基づいて、次の二つを課題として行う交渉・協議となつた。すなわち、

① 農産物重要品目を関税撤廃から除外する。

② 意味のある国境措置（関税水準など）を確保する。

関税撤廃を免れても、関税撤廃に近い大幅な関税削減を約束するのであれば、実質的に関税撤廃と同じで

あり、国内生産（再生産）を維持しえないからである。

3 アトランタ閣僚会合（二〇一五年一〇月）における大筋合意・協定の要点

(1) バイオ新薬のデータ保護期間——二年前か、五年か——この問題は、TPP交渉における最大の対立点であった。

アメリカは、生物学的薬剤（バイオ薬品…目下HIVの治療薬として用いられており、今後ガンなどの治療薬として薬品の中心になる）について、アメリカの現行法の通りに開発会社による一二年間の臨床データ独占使用期間を設けるべき、としてきた。

「新薬の特許期間+データ独占使用期間」の間、他の企業は、新薬開発会社の臨床データを用いて後発薬品（廉価薬品…いわゆるジェネリックス）を作り、販売することはできない。アメリカ政府と製薬会社は、新薬の開発には多額の開発費がかかるから、新薬の開発を進めて行くには長期のデータ保護期間が必要とした。

これに対し、豪州・ニュージーランド（NZ）や途上国（ペルー、チリなど）は、新薬のデータ保護期間が長期になれば、廉価版薬剤（ジェネリックス）の販売が大幅に遅れ、薬価の上昇を引き起こすおそれが大きいとして、豪州・ペルーなどの現行国内法の期間（五年）を主張

し続けてきた。

この問題は、「①八年、または、②五年プラス八年と同様の効果をもたらし得る他の措置」②の内容で妥結した。妥結後、豪州政府は、「データ保護期間五年など薬価行政のすべてが現行通り維持される」との声明を発表している。

(2) 自動車原産地規制

原産地規制とは、交渉で合意された関税の撤廃—削減を前提に加盟相手国に輸出するためには、その製品のうちどれくらいを、加盟国内で作ったものにするのか—を規制するルールである。

自動車の原産地規制ルールは、「完成車について四五%、部品について三五—四五%」で妥結した。部品の原産地比率は「三五—四五%」と幅がもたされている。

メキシコはメキシコにとってのセンシティブ（重要な）部品を、カナダはカナダにとっての優先部品を四五%に設定するとされる。メキシコとカナダの関心事項が考慮され、自動車原産地規制ルールは合意に達したわけである。

(3) 乳製品問題

酪農品問題についてNZは、日本、カナダの提案を受け入れた。こうして、アトランタ閣僚会合において難関三分野が決着し、大筋合意（TPP協定）が成立したので

ある。

4 日本の交渉姿勢の問題

安倍政権は「日本の主導による TPP 交渉の締結」を掲げてきた。しかし、日本は交渉を主導する立場にない。ルール分野に関して日本が提案を行ったとは見られないからである。

日本主導は、具体的には、「日米協議の妥結による全体的合意の流れの形成」という戦略になった。だが、妥結を急いだ結果、日米協議の過程において、「意味のある国境保護措置の確保」が曖昧になり、おろそかになった、とみられる。それが、政府発表の「交渉の結果」に示される重要品目についての過大な譲歩を生んだのである。

豪州が、閣僚会合を二度まで延長させてでも、国益にかかわる事項について徹底した対米交渉を行ったのに対し、日本政府は、すでにハワイ閣僚会合のかなり前の時点で、早々と重要品目についてアメリカと妥結していた。「日米がなるべく早く妥結して全体的合意の流れを作る」という戦略からであった。それが、政府発表の「交渉の結果」に示される重要品目についての過大な譲歩を生んだのである。

5 牛肉と豚肉…意味のある国境保護措置は確保されたか

(1) 牛肉関税…三八・五%から一五年目九%に大幅引下げ

TPP 合意により、牛肉の関税は、協定発効後一年目に現行三八・五%から二七・五%に一〇%ポイント引き下げられ、一挙に四分の一削減される。以降、段階的に削減されていき、一〇年目に二〇%になり、一五年目に九%に引き下げられる。九%の水準は、日豪 EPA における冷凍肉一八年目の関税一九・五%の半分であり、現行三八・五%の四分の一に過ぎない。

また、一五年目のセーフガード（輸入量が一定水準を超えた場合の緊急輸入制限措置）の発動水準七二・六万トン、現行輸入量五二万トンを二〇万トン（四〇%）も上回る。セーフガードが簡単に発動できる水準ではない。

輸入牛肉の量的拡大により、輸入牛肉と競合する乳オス牛肉（乳牛のオス子牛を肥育した牛肉）は価格引き下げ圧力を受けて、生産縮小を余儀なくされると共に、その価格低下は牛肉全体に及んでいくと見なければならぬ。これでは、牛肉（乳オス牛肉、和牛との交雑の FI 牛肉）にとって、意味のある国境保護措置となりえない

であろう。

(2) 豚肉関税…1kg四八二円から一〇年目五〇円に

1) 現行の豚肉関税制度

現行の豚肉についての関税制度は差額関税制度は、豚肉の輸入価格により、三つの部分からなっている。

① 輸入価格が基準価格（1kg五二四円）よりも高い場合には四・三％の関税（従価税）が課せられる。基準価格は国産品の流通価格を参考に決められ、現在1kg五二四円。

② 輸入価格が五二四円（基準価格）以下、六五円以上の場合には、基準輸入価格五四七円（基準価格五二四円十五二四円×四・三％）と輸入価格の差が関税となる。安い豚肉ほど高い関税がかかることになる。

③ 輸入価格が1kg六五円以下の場合、一律1kg四八二円（基準輸入価格五四七円―六五円）の関税（従量税）がかかる。差額関税制度は、②と③の部分である。

2) 安い豚肉の関税…大幅引き下げ

1kg六五円以下の安い豚肉の関税は、一年目に現行四八二円の一／四の一・二五円に、五年目に一／七の七〇円に、一〇年目に約一／一〇の五〇円に引き下げられる。さらに、一二年目にはセーフガードも廃止される。

3) 高い豚肉の関税…一〇年目に撤廃

高い豚肉の関税（現行四・三％）は、一年目に二・二

％に引き下げられ、以降、段階的に引き下げて一〇年目に撤廃される。一二年目にはセーフガードも廃止される。

(3) 農水省の影響評価

これについて、農水省は「分岐点価格（1kg五二四円）での輸入関税額が二・五円で最も低いので、高い部位と安い部位を組み合わせるコンビネーション輸入が引き続き行われ、当面、輸入の急増は見込みがたい。他方、長期的には、従量税の引き下げに伴って、低価格部位の一部がコンビネーションによらずに輸入される可能性は否定できず、国内産の豚肉の価格下落も懸念される」^③としている。

(4) 養豚団体の見方

日本養豚協会・志澤勝会長は、「豚肉の従量税を1kg五〇円とした場合、米国産の低価格部位は課税後三五〇円程度で輸入され、国産相場（目下、六〇〇円前後）も同水準まで暴落する。再生産可能な価格を下回り、国内の養豚生産者はわずかしか生き残れない」^④としてきた。関税が1kg五〇円に近い七〇円になるのは、五年後である。それは、近い将来であって、長期の先のことではない。

(5) 政府TPP政策大綱における牛肉と豚肉

1) 現行の畜産経営安定対策

牛肉については肉用肥育牛経営安定対策事業（新マルキン）、豚肉については養豚経営安定対策事業がある。

いずれも、生産者も資金を拠出すること（牛肉は生産者一・国三、豚肉は生産者一・国一）を前提に、平均生産費を保障の基準とし、平均販売額（粗収益）が平均生産費を下回った場合に、その差の八割が補填される。

2) 牛・豚肉の政府対策と一層の充実の課題

一月月下旬に発表した政府・T P P 対策大綱において、肉用牛と養豚について「粗収益と生産コストの差についての補填を八割から九割にする」、その基金への拠出金について、養豚の「生産者一・国一」を、肉用牛と同じ「生産者一・国三」とする、とした。補填水準を引き上げるとしたことで、養豚生産者の拠出金を肉用牛並みとしたことは、評価しうる。

ただし、生産者が基金の四分の一の拠出金を払うことを前提にすれば、実質的な補填水準は、差の約三分の二（六七・五％（ $0 \cdot 9 \times 0 \cdot 75$ ）にとどまることが留意される必要がある。差の一〇割補填が、なお、課題として残っているのである。

6 T P P 合意により価格下落に直面するコメ

と麦

T P P 大筋合意において、コメ・麦については、次の

ようになった。

(1) コメ・七・八万トンの新たな輸入枠を設定

① アメリカに対し当初五万トン→一三年目七万トンの売買同時入札方式（S B S）による新たな輸入枠を設ける。

売買同時入札というのは、輸出業者による輸出価格（および輸出货量）とその買い入れ先である国内輸入業者による買い入れ価格（および輸入量）が、共に入札用紙に記載されて、入札が行われるもの。その差額が大きいものから落札されていくという方式である。

② 豪州に対し、同じく $0 \cdot 6 \downarrow 0 \cdot 8$ 四万トンの S B S 輸入枠を設ける。

(2) 小麦・マークアップ（関税）を四五％削減

① 小麦について、当初一九・二万トン→七年目以降二五・三万トンの S B S 方式の輸入枠（アメリカ一五万トン、カナダ五・三万トン、豪州五万トン）を新設する。

② 政府が輸入小麦から徴収している差益（マークアップ・現在一 kg あたり約一七円。六〇 kg 約一〇〇〇円）を九年目までに四五％削減する。新設の T P P 枠についても削減された同じ水準とする。

政府の徴収する差益（マークアップ）は関税と同じである。小麦については九年後に差益（関税）が四五％削減され、輸入小麦の価格（輸入価格＋差益）は約二割近

く低下すると予測される。

(3) 政府・コメ輸入枠輸入量と同量の備蓄拡大

政府は「新たな輸入枠七万トンと同量のコメを買い上げて備蓄米にする。それによって、輸入増による国内米価の低下を防ぐ」とする。

(4) 必要な経営安定対策の拡充

しかし、それだけでは不十分である。SBS米は日本の外食産業などに直接輸入されるのであって、仮に、同じ量の主食用米が買い上げられたとしても、低価格米の価格を押し下げ、それが一定範囲に波及する事態を排除できないからである。

他方、小麦については、差益(関税)が削減されれば、それに伴い輸入小麦の価格が低下し、そこから国内小麦への価格引き下げ圧力が発生することは明白である。

コメと小麦を含めた経営安定対策の拡充が必要とされているといえよう。

(5) 現行のコメ・小麦の経営安定対策

現行の収入減少影響緩和対策(いわゆるナラシ)は、農家の生産する主要な作物(コメ、麦、大豆、甜菜、原料用馬鈴薯)全体の収入に着目した政策であり、コメだけにでなく麦も対象になっている。

この収入減少緩和対策の基準は、「過去五年間のうち最低と最高を除く三年間」の都道府県平均収入。それと

各経営体の収入の差額を合算・相殺し、その減収額の九割を補填する。

資金は、政府三・生産者一の割合で拠出する。対象者は認定農業者、集落営農、認定就農者。

ちなみに、今(二〇一五)年度の参加農家数は二五・二万戸(個人一〇万戸、法人〇・七万、集落営農四五〇〇の構成農家一四・五万戸の合計)であり、販売農家一四一・二万の一八%にとどまる。その参加面積はコメ五五万ha(主食用米・作付面積一四七万haの三七%)、麦二四・二万ha(麦作付面積の九〇%)である。

(6) 問われる経営安定対策・拡充の方向

TPPによるコメ輸入枠の拡大と小麦差益(関税)の削減によって予想される米価・麦価の下落に対し、現行経営安定対策の次のような拡充が検討される必要がある。

① 経営安定対策(収入減少影響緩和対策)において補填の基準となっている基準価格を、市場価格の過去五年中庸三年平均から、生産費の一定水準に固定する。

基準価格を過去の市場価格の平均にしておくと、市場価格の低下に伴い、基準価格自体も低下し、経営安定対策としての有効性に欠けることになるからである。

② 対象者を現行の「認定農業者+集落営農」から、拠出金を支払う意思のある者に広げる。拠出金を払う意

思のある者は、認定農業者でなくとも、経営意欲のある農業者とみなしうるからである。また、これによって、経営安定対策への加入者が販売農家全体の一八％に過ぎないという事態も打開しうるからである。

7 アメリカにおけるTPP批准問題

(1) TPP批准問題

アメリカにおけるTPP協定の批准問題は、次の二つになる。

① オバマ政権が、TPP協定の実施法を議会に提起しうるか。提起した場合、議会が批准するか。議会の批准は多数党と共和党の態度にかかると。

② オバマ政権下で、議会が批准しない、または、オバマ政権が、TPP協定の実施法を提起しえずに、オバマ政権下で批准が行われない場合には、TPP協定の批准問題は、次期政権に持ち越される。ここでは、大統領（現大統領候補）の態度が問題になる。

(2) 議会共和党—オバマ政権の問題

TPP協定について、ハッチ上院貿易委員長を中心とする議会共和党は、政府とオバマ政権に対し、バイオ新薬のデータ保護期間八年（八年、または五年プラス八年と同等になる他の国内措置）を一二年とするように要求している。その修正が批准の前提条件としているのである。

る。

この問題をめぐる政権・通商代表部と共和党との間の折衝は、春以降、何回か行われてきた。それは、この問題の打開が容易ではないことを示している。TPP協定において、「八年、または、五年プラス実質八年となる他の国内措置」としている以上、それを一二年とすることは（それには、他国との再交渉が必要となる）容易には想定しえないからである。

こうした共和党とオバマ政権の間のバイオ新薬のデータ保護期間をめぐる膠着状態が続く限り、政府が、議会における批准の展望を持った形で、TPP実施法を議会に提出することは起りえない。

TPP協定の批准問題が次期大統領下の審議に持ち越される可能性は小さくないとみられる。

注

- (1) I.F.Ferguson&B.Vaughn, The Trans-Pacific Partnership, Congressional Research Service(CRS, 117th CRS), Nov.1,2010,p.2.
- (2) The Full Text of TPP on Medium, Chapter 18 Intellectual Property, p.44.
- (3) 日本農業新聞、二〇一四年五月二日。
- (4) 日本経済新聞、二〇一五年一〇月九日。

討論

李貞煥(司会) ありがとうございます。それでは、お二方の討論者のコメントをお聞きしたいと思います。

コメント

小林 信一 (日本大学教授)

食肉類の消費は伸びるか

小林 お二人の先生ありがとうございます。金正鎬先生に大きく二つ質問させていただきます。

ひとつは、金先生のご指摘された表1に、消費の見通しがあります。二〇二五〜一六年までは、畜産物、三大肉類はほぼ「横ばい」です。それが、二〇二〇年、二五年にはむしろ増加すると見通されている。これはどうい



小林信一 日本大学教授

う根拠で評価されたのか教えていただきたい。FTA等が発効して長期的には海外からかなり輸入品が入ってくる。そうすると、消費が伸びることは可能かもし

れませんが、国内生産はその輸入に大きく影響を受けると見るのが一般的だと思いますが、そうではないのかどううか。最後のところで金先生は、韓国の農畜産業の将来ビジョンとして園芸作物と畜産物を生産する高所得農業主体制へ再編される見通しとされています。日本でもこの問題は大きくて、安いレタスや牛肉が輸入されていくと、対抗できない。日本の和牛、国産牛肉が対抗していくのが難しい状況になってくる。畜産が発展する産業としてはビジョンが立てにくい。その点、具体的にどのようにお考えなのか教えていただきたい。

ISD条項などFTAの影響

それから二点目。TPPについて、農産物の問題だけではなくて二一分野あり、その大きな影響をわれわれは非常に恐れている。日本のアメリカ化、あるいは新自由主義が日本の隅々まで影響を及ぼして、日本自体が非常に大きな影響を被るのではないか。例えば、所得格差が既に進んでいます。そういう中で、韓国がFTAを随分多くの国と結んでいる中で、われわれが恐れているISD条項(投資家国家訴訟条項)、いわゆる毒素条項の影響はないか。韓国は既にアメリカやカナダの企業から随分賠償支払いを迫られていると聞くのですが、そういった農畜産分野以外へのFTAの影響、韓国社会への影響がどう現れてきているのか、あるいは現れないのかにつ

いて、お話を伺えればと思います。

コメント

任廷彬^{イムジンビン}
(ソウル大学教授)

FTAの影響分析の方法論確立を

任廷彬 発表されました金先生と服部先生のお二方に厚くお礼を申し上げ、二人の先生のご意見に同意いたします。その上で、いくつか申し上げたいと思います。

金正鎬先生の発表は、意義深い内容で満たされています。韓国の農業は、一九九五年WTOの発足と二〇〇〇年に入ってから同時多発的な主要国とのFTA締結により、さまざまな否定的影響と構造変化が生じているとの見解に全面的に同感し、その主張を補完する内容で討論を進めたいと思います。



任廷彬ソウル大学教授

物の消費や生産の変化、農業所得・付加価値の変化の現象をより深める要因として働く。同時に、農畜産物の消費、生産、所得などの変化は、FTAを通じた

農畜産物市場開放拡大の影響だけでなく、さまざまな経済・社会的要因(為替レートの変化、気候変動、高齢化、先端的科学技術の発達など)によっても大きく影響される。

農畜産業部門に対するFTA履行による経済的影響の評価は、FTAによる要因とは異なる経済および社会的要因を区分して分析する方法論についての研究開発の努力が求められる。厳密な分析方法論による主要要因別の影響分析を通じた診断と処方、今後、農畜部門の経済主体の合理的な意思決定と既存の国内対策の修正や補完に有用な情報として活用できると思います。

特に、FTA締結・農畜産物市場開放の拡大による農業・農村部門の変化が食糧安保、文化的景観、環境、生態系、水資源などに及ぼす影響についても多角的に分析し、他の産業と違って農業がさまざまな公益的機能を発揮しており、なぜ貿易自由化に対してセンシティブな分野であるかを実証的に提示していかなければならない。

韓国の農畜産業に対する革新戦略として提示されている費用、商品、マーケティング、サービス革新は非常に適した方向設定だと思います。

金正鎬先生に対する質問として、WTOとFTAなど農畜産物市場開放の拡大が現在まで及ぼした影響、あるいは将来に及ぼす影響が全般的にどのくらいなのか、概略

をお話しいただきたいと思えます。

TPP 合意内容は韓国に有効な示唆

二〇一五年一〇月の TPP アトランタ合意と日本の農畜産業への影響と対策についての服部先生の発表は、今後 TPP 加入を予定している韓国にとって、有効な示唆を提供しているものと思われまます。

日本は、重要五品目を関税撤廃からの例外とさせるために多大な交渉努力を傾けてきたが、重要品目について譲歩しすぎた結果となり、これにより日本政府は国内対策を強化せざるをえなかったというのが、発表の主要内容と思います。何よりも日本が、米について現行の関税措置を保つ代わりに、TPP 加盟の域内利害当事国であるアメリカとオーストラリアに無関税の割当て数量 (TRQ) 国別枠を提供するようにしたことは、韓国も今までの FTA とは違って、TPP 協定加入時に米を保護するのが困難でありうることを示唆しています。

しかし、発表の主要内容が市場アクセス分野だけに焦点を合わせているのは、少し残念に思われます。例えば、TPP 協定は、農業関連の規範・ルールとして、加盟国間の農産物輸出補助金の撤廃、関税割当て (TRQ) 管理の透明性の強化、衛生植物検疫措置 (SPS) の地域化および同等性の強化、技術協力協議および紛争解決手続きの設置など、WTO 協定にプラスする規範を設けて

おり、日本や韓国のような農畜産物輸入国には不利になる可能性があります。

特に、韓国の場合、TPP 加入時に、商品分野の市場開放の水準は交渉力によって左右されるでしょうが、規範の分野では既に決まった事項をそのまま受け入れなければなりません。それと関連した韓国の TPP 加入に伴う影響を綿密に分析し、それに対して徹底的に備えなければなりません。

服部先生への質問としては、アメリカのクリントン、トランプ両大統領候補が、現行の TPP 協定をそのまま受け入れるのは難しく、アメリカの通商利益に一致するよう修正が必要だと強くアピールしているため、短期間での TPP 協定の批准は難しいとみられる。日本国内での反応、日本政府や国会の動向を説明していただきたい。

包括型の農家所得・経営安定対策

FTA 締結ごとに被害品目を中心に補償する対策は、実効性が欠ける。アメリカ、EU などのような包括型の農家所得・経営安定の仕組みづくり、包括的かつ体系的な農業支援制度づくりが求められている。

また、農業の多面的機能を維持する対価としての公益型の直接支払い制度を強化しなければならない。

ただし、政策の受益農家に対しても、支援を受けると

ともに、相互遵守義務規定を明確にして、モニタリングも強化する等、農業・農村支援に対する国民的コンセンサスづくりが必要だと思われれます。

消費者の安全性志向が消費を変える

李貞煥(司会) ありがとうございます。具体的な質問について、報告の先生から答えていただきます。

金正鎬 小林先生の質問に対して、市場開放時代を迎えたにもかかわらず、農畜産物の消費が行き止まりから、今後は伸びを予想していることに対して。私は、消費者の認識が変わっていくのではないかと思っています。農産物の安全性の問題、これが今後もっと重要なキーワードになり、これを背景に、国産の食料品の消費が今よりはもう少し伸びていくという見通しをたてていきます。

日韓の市場開放戦略の相違点

二番目に、韓国は FTA の先進国といえます。つまり、



金正鎬院長

ウルグアイラウンドの交渉以降、輸出を通じて韓国が経済発展してきた中で、主要国との FTA 締結が非常に重要な契機を与えたといえま



服部信司代表

出、輸入に対応してきた。つまり、韓国の市場開放対応戦略と日本の市場開放対応戦略とは少し違うのではないか。

任先生から、市場開放が韓国の農業の構造変化にどの程度の影響を及ぼしたか、質問をいただきました。市場開放の中で農畜産業の未来をどのように展望するかとの質問だと思います。これまで市場開放が農業構造変化に与えた影響はそんなに大きくはなかった、わずかなものだったと思います。韓国の農業は、二〇〇〇年代以前には年平均二〜三%の伸びを示していました。二〇一〇年以降は一%内外の成長率です。このような変化は、市場開放の影響によって現れ、今後も一%内外の成長を保つのだと思います。

市場アクセス以外の TPP の影響

李貞煥(司会) 次に服部先生から答えていただきたいと思えます。

服部 任先生、コメントをありがとうございます。

ご指摘が三点あったと思います。

一番目は、TPP協定には市場アクセス以外に、WTOプラスの規範が設けられた分野があり、農産物輸入国にとって不利になるという指摘でした。

私は、少し認識が違うのです。農産物輸出補助金の撤廃や関税割当ての域内管理の透明化も、これはいいことです。悪いことではないというのが私の判断です。

TPP合意に関連する全文書を読んでみて、農産物については日本に大きな影響はありますが、規範・ルールづくりについては、騒がれているような影響はないのではないかというのが、率直にいうと私の印象です。ルール分野に関して日本が影響を被る分野はほとんどない。ただ、小林さんが指摘された投資家対国家訴訟条項（ISD条項）の分野は、一番懸念が残ります。それ以外の分野では、特に投資の分野では、各国とも非常に慎重ですから、影響はあまりないと思います。

TPP協定の批准をめぐる問題

それから二点目。TPP協定の批准がアメリカにおいて簡単ではないことに関して、日本国内ではどう受け止められているのか、という点です。これは重要なことで、アメリカが批准しなければTPP協定は発効しない。アメリカが批准できないという状態が現段階で起こっているわけですから、これについては日本の報道機関は正當に報道してはいます。しかし、これを日本政府がどう考えているのかはほとんど出ていません。「全力を挙げて秋の国会で批准する」という方向になっています。むしろ、日本の批准を梃子にして、アメリカが態度を決するよう促したいというのが政府の立場だろうと思います。

体系的な農業支援制度が必要

三点目の、体系的な農業支援制度が必要ではないか、についてですが、私も同感です。日本にはかつて戸別所得補償制度がありました。できればそういうものが出てくるべきだと思います。現在でも、ある程度似たような、収入減少影響緩和対策の制度がありますが、戸別所得補償制度といろいろな面で違いがあります。私は、少なくとも、補償の基準を生産費の一定水準に固定すること、また、参加対象者について、現在は認定農業者等に限定されていますが、基金を拠出する者には参加をすべて認める制度にすべきと考えます。もう一点は、対象作物を米だけではなくていろいろな畑作物を生産できるような、水田を乾田化する必要があります。田畑輪換が可能な水田に変えていく必要があると思っています。

「会場から」耕畜連携の飼料用米に関する政策支援」について質問があり、服部信司氏が回答した。」（編集部）

農業の成長率鈍化と市場開放問題

李貞煥（司会） それでは、第 I セッションの議論を終わりにしたいと思います。お二人の発表内容を聞きながら私が感じたこと、そして最近私が感じていることを申し上げます。

ウルグアイラウンド交渉以降、WTO体制に移行してから、世界的にみて、アメリカやオーストラリアなどすべての国の農業成長率は1%台に落ちています。これは、一部の国を除いて、世界的な現象であり、ヨーロッパの国々もそうですし、韓国、日本も例外ではありません。農産物の交易条件も、非常に早いスピードで悪化しています。そういう中で、韓国はFTA、日本はTPPに対応することになります。TPPはアメリカで批准できなくなればどうなるかということもありますが、韓国も日本も市場開放の方向に向かっていきます。その影響として農業部門の成長率はゼロまたはマイナスレベルまで下がり、交易条件がこれまで以上に悪くなるだろう、これは避けられないことだと思います。

それにもかかわらず農業・農村は、国民の生活の質を高めるために非常に重要な役割をもっている。多面的な機能があります。農業の維持・成長と国民の暮らしの質を高めるための農業・農村の多面的機能の維持を、どうやって両立させていくのか、これが韓国、日本両国の直



李貞煥理事長

面している問題だと思います。直接支払いや交易条件の悪化の直接的な影響を和らげるために、政府がどのような役割をしていくのか。もちろん世界のどの国であれ市場の開放は必要不可欠であり、韓国ではその中で、政府の役割がより重要になっていくだろうと思います。

その点について、政策にかかわっている方々、そして経済の研究者が十分に認識していないのではないかと。どうすればこのような認識をもっと拡大していけるだろうかということが、われわれの課題であり、直面した問題です。本日の韓日農業研究者の意見交換会がこのような意味で、認識を高めるひとつのきっかけとなることを期待しています。ありがとうございます。

第Ⅱセクション 韓国と日本の米問題

司会 金 正鎬 (韓国環境農業研究院院長)

小林信一 (日本大学教授)

韓国の米の関税化転換と水田農業の課題

韓国農村経済研究院シニア・エコノミスト 金 泰坤^{キム テゴ}

1 はじめに

韓国は一九九五年以降、過去二〇年間実施していた米に対する関税化猶予措置を中止し、二〇一五年から関税化へと転換した。

米の関税化猶予は、ウルグアイラウンド交渉 (UR) で合意された。韓国では国民の主食でありながら、競争力が弱いとの根拠に基づいて、米に対しては一九九五年から二〇〇四年まで関税化猶予を選択し、二〇〇四年にはそれを二〇一四年まで延長している。関税化猶予措置によって韓国は四〇万九千トンの米を最少市場アクセス

(MMAミニマムアクセス)として、義務輸入量 (TRQ) の増量という対価を支払うようになった。

二〇一四年米の関税化猶予期間の終了に伴い、韓国では義務免除 (ウェーバー) を活用し、関税化の猶予を延長しようとする主張や、WTO協定上関税化猶予の再延長が可能だという主張などが挙がっていた。しかし、韓国政府は米の消費量減少による供給過剰と、それによって財政負担が過重になっている状況下で、TRQ拡大を前提にした関税化猶予を続けるのは限界に達したものと判断した。日本や台湾の前例からみても、米の消費量が減少する中、義務輸入の増加は政府の財政に大きな負担

になる。このような財政負担の問題とWTO農業協定の規定にある猶予延長不可などを根拠に、政府は関税化猶予の終了を宣言し、関税化への方針を決めた。関税化に転換してもWTO農業協定に基づいて高率の関税を設定すれば、長期間輸入をせき止める効果も期待できる。すなわち、関税削減の義務が与えられてはいるものの、「高率関税」と「生産費削減」により、国境保護が可能な点などが考慮されたのである。

本稿では米の関税化に伴う影響と米産業の発展対策を論ずる。

2 米の関税化転換とWTO通報

政府は二〇一五年一月一日から米の関税化を実施するための米譲許表(CS)修正案を二〇一四年九月三〇日、WTO事務局に提出した。CS修正案には①米の関税率(五三%)をはじめ、②輸入物量の急増時、国内市場の保護のための特別緊急関税(SSG)の導入、③TRQ物量及び税率などが明示されている。

これによって韓国は、〈表1〉のように、二回の関税化猶予に伴う四〇万九、〇〇〇トンの物量を義務的に輸入しなければならぬ負担を負うようになった。そして、関税化以後の米の輸入は、〈図1〉のように実施されたが、これは日本や台湾とは違う方式だといえる。

3 関税化猶予期間中の米産業の動向

(1) 米需給の不均衡

1) 構造的な需給不均衡の繰り返し

米の供給過剰は一人当たり米消費量が減少し続けるなか、豊作による単収の増加などが要因となっている。

一人当たり米消費量は、一九九五年一〇六・五kgから二〇一四年六五・一kgに減少し、総消費量は同じ期間五五万七、〇〇〇トン(精米)から四四二万四、〇〇〇トンと、二〇%も減少した。この期間中、一〇a当たりの単収は四四五kgから五二〇kgに増加したが、米の作付面積は一〇五万六、〇〇〇haから八一万六、〇〇〇haに減少した。

米生産額は、同期間六兆七、五九八億ウォンから八兆一、五〇三億ウォンに増加したが、農業生産額に占める割合は二六・一%から一七・六%に減少した。米農業は相対的な縮小産業化の道を辿っているのだ。

米消費量が減少するなか、生産が弾力的に対応できなかった結果として、米の需給の不均衡は繰り返されている。二〇一五糧穀年度の米需給は〈表2〉のとおりで、年末在庫は一三五万トンに上る。

2) 米在庫の累増

米の在庫は増加と減少を繰り返している。消費量が減

表1. 関税化猶予に伴う義務輸入量の増加

	義務輸入量(TRQ)	備考
1 次関税化猶予 (1995～2004)	基準消費量の 1.0%～4.0% 5.1 万トン～20.5 万トン	
2 次関税化猶予 (2005～2014)	基準消費量の 4.4%～8.0% 22.6 万トン～40.9 万トン	TRQ の 10～30%は 主食用として販売

資料：農食品部

少しずつつけているものの、豊作などの要因で一時的な増産が在庫を累増させている。関税化猶予の代わりにTRQの増加が在庫を加速化させている。

米の在庫量は一九九一年二一四万トンと最高を記録したが、一九九六年には二四万トンと最低水準になった。一九九一年までの在庫増加は豊作が主な要因で、その後、作付面積と単収の減少による生産減少で在庫が減るなど、増加と縮小を繰り返している。

二〇一〇年前後は豊作による単収の増加が在庫増加の要因として働いた。二〇〇九年単収は五三四kg（平年単収四九五kg）で、史上最大の豊作を記録した。その後、作況不振によって在

図1. 関税化転換以降の米輸入制度 （資料：筆者作成）

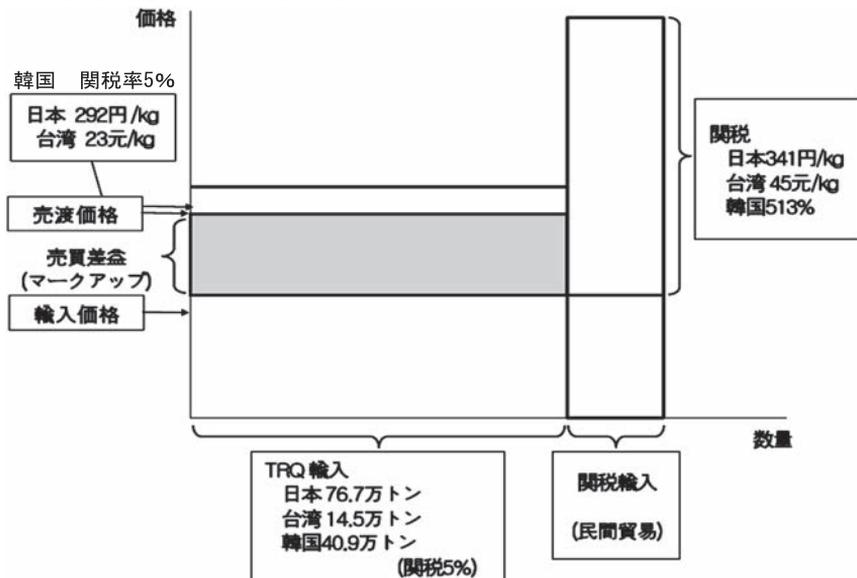


表2. 米需給状況、2015年糧穀年度（暫定）

	千トン(精米)	備考
供給量	5,553	
前年繰越し	874	
生産量	4,241	
輸入量	438	
需要量	4,199	
主食用	3,239	援助種子輸出減耗など
加工用	575	
その他	385	
年末在庫	1,354	消費量対比 32%

資料：農林畜産食品部、2016. 5. 「糧政資料」

庫量は減少した。二〇一三年と二〇一四年は豊作で再び在庫が増加した。一方、米のTRQが累積され、米在庫量の中で輸入産が占める割合が三八・六％を占めるほどに膨張した。

3) 在庫管理及び在庫処理費用

米の在庫は主食用市場に影響を与えないように、加工用（酒精用、一般加工用）をはじめ、飼料用、社会福祉用、海外援助用、対北朝鮮（北韓）支援用などとして処理している。特に、北朝鮮（北韓）に対する支援は年間四〇万トンぐらい提供され、在庫量の減少に寄与しているものの、最近では政治的状况により中断されている。

在庫累増の問題は管理コストである。農食品部は米の在庫一〇万トンを管理するためにかかる費用を年間三一六億ウォンと推計している。

在庫管理コストは保管期間が伸びるほど増加する。在庫になった米の処理用途別損失をみると、一〇万トン当たり、米を酒精用として処理する場合、一、六九〇億ウォンに達する。一般加工用は一、四四四億ウォン、飼料用一、五六九億ウォン、社会福祉用一、二三三億ウォン、海外援助用二、四三二億ウォン、北朝鮮（北韓）援助用一、九二五億ウォンなどである。（キム・テフン、二〇一五・九）

在庫の増加は管理費用や処理費用の負担を増加させる

だけでなく、米価格の下落の要因にもなる。これは、米直接支払制度の変動直接支払金の負担を増加させる結果をもたらす。

(2) 米生産費の上昇と階層間格差の不振

1) 米生産費の上昇

韓国の過去二〇年間の間税化猶予を評価すると、産地ブランドの定着や環境に優しい生産、安全性など品質の差別化においては高く評価されている。価格競争力の面では生産コストの削減の観点でいくつかの問題点を指摘したい。

第一に、米の生産コストが上昇しつづけている点だ。

一九九五〜二〇一四年の間、精米八〇kg当たり平均生産コストは四九%も上がっている。二〇一二年を頭打ちに、二〇一五年までの最近三年間は下がってはいるものの、日本の米生産コストの推移と比べると対照的だといえよう。同期間、日本は二二%も下落している。

米生産コスト上昇の要因としては、資材費や労賃などの引き上げ、農作業の外部化などが挙げられる。高齢農家や零細農家を中心に、農作業の外部化が早いスピードで進んでいる。一〇a当たりの労働投入時間は、同期間三四・七から二一・八時間に減っている。一方、委託営農費が急増して二〇一四年一〇a当たり一〇万七、一〇一ウオンとなっている。〇・五ha未満の階層は二〇万

四、五二六ウオンで、一〇ha以上の階層は九、四五八ウオンである。経営主の年齢別には三〇代と四〇代、六〇代以上の階層で高くなっている反面、五〇代の階層は相対的に低い。

2) 規模の経済効果の不振

第二に、階層別生産コストの格差が見えない点だ。生産コストは経営規模の拡大につれ減少する、規模の経済効果が表れる。韓国の二〇一四年、階層間の生産コストの格差は、七〜一〇haの階層が最適規模で、平均生産費に比べ一〇%削減しており、一〇ha以上の階層の削減効果は五%に過ぎない。〔図2〕

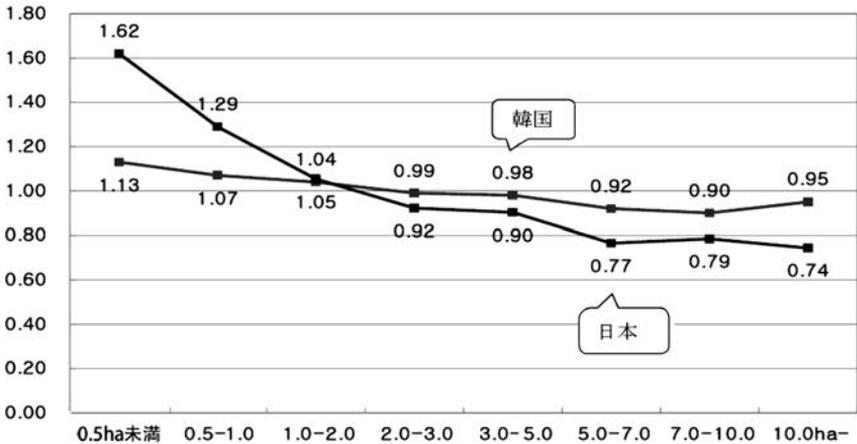
規模が拡大するにつれ、農地の分散度が高まり、農業機械の作業効率下がると限界がみられる。当面は規模の拡大と同時に、農地の団地化が構造政策の課題といえよう。日本（都府県）の階層間生産費格差をみると、一〇ha以上の階層は平均生産費に比べ二六%も削減効果が表れている。一方、都府県の場合、一五ha階層は再び上がっている。現在の技術体系では一〇〜一五haの階層が最適規模である。

4 水田農業の経営安定対策の強化

(1) 米の所得補填直接支払制度の導入

米の生産コストの引き上げに伴い、政府は二〇〇五年

図2. 韓国と日本の米の作付面積の階層別生産費格差の比較、2014年



注：韓国は全国平均精米80kg当たり、日本は都府県平均玄米60kg当たりの平均生産費に対する米の作付面積の階層別生産費の割合を表している。

資料：韓国統計庁、農産物生産費統計。日本農林水産省、農産物生産費統計

米所得等補填直接支払制度(米直接支払制度)を導入し、農家の経営安定を保障している。米直接支払制度は固定直払いと変動直払いの体系を持っている。

固定直接支払いは環境保全に基づき、農地面積当たり固定単価を設定して、生産と関係なく支払う。変動直接支払いは、農家の所得を保証する目標価格を基準に、市場価格に固定直接支払いを加算した金額が目標価格を下回る場合、その差額の八五%を補填する。

米の直接支払いの単価は生産費や所得など環境の変化に応じて引き上げられてきた。固定直接支払いは二〇〇五年一ha当たり六〇万ウォンからはじまり、二〇一五年には一〇〇万ウォンと引き上げられた。目標価格は二〇〇五年精米八〇kg当たり一七万〇〇八三ウォンから二〇一三年生産コストの上昇分を反映し一八万八、〇〇〇ウォンに引き上げられた。

目標価格は生産費の補填を超え、所得を保証する水準だ。二〇〇五年に決められた目標価格は二〇〇一〜二〇〇三年の間、産地の平均価格に水田農業の直接支払い金と政府の買い取り価格の価格支持効果を合算して算定したものだ。日本や米国の生産コスト補填とは差がある。この点については二〇一五年産米の支払い実績をみると明らかになっている。

(2) 二〇一五年産米直接支払制度の支払い実績

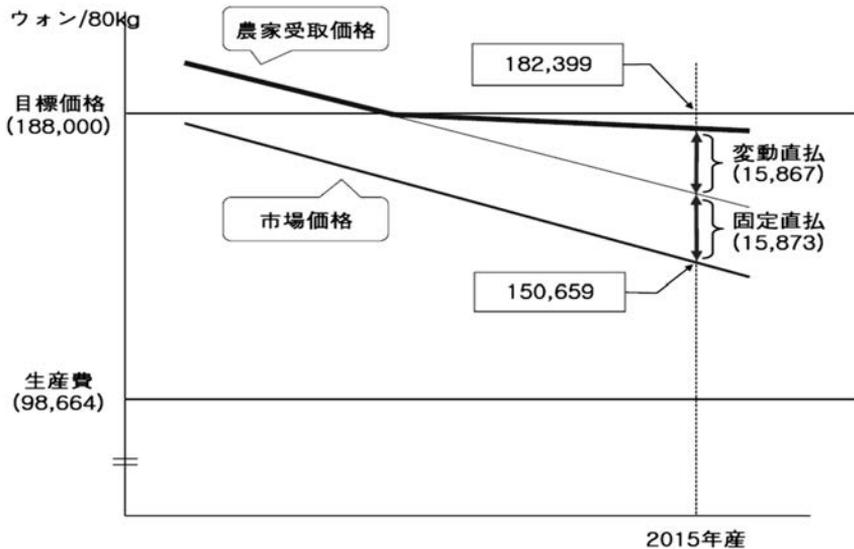
二〇一五年産米の価格は豊作による増産と在庫増加などの要因で八〇kg当たり一五万六五九ウォンに下がった。市場価格が目標価格を下回るため、変動直接支払い金が支給される。まず、価格と関係なく支給される固定直接支払いとして八〇kg当たり一万五、八七三ウォンが支給される。次に、変動直接支払いが支給され、支払い金額は一万五、八六七ウォンになる。

米八〇kg当たり農家の受け取り価格は、市場価格の一五万六五九ウォンに直接支払い三万一、七四〇ウォンを足した一八万二、三九九ウォンであり、これは目標価格の九七％に該当する。参考までに、米の生産コストは九万八、六六四ウォンで、農家の受け取り価格は生産コストを大幅に上回っている。〔図3〕

二〇一五年の米の直支払い金の支給総額は固定直支払い八、四二二億ウォン、変動直支払い七、二五七億ウォン、合計一兆五、六七九億ウォンに達する。二〇〇五年以降、全体直接支払い金に比べた米の直接支払い金の割合は六七％から九五％まで占めるほど、米に集中している。

米の直接支払制度は米農業の経営安定と多面的機能の発揮などに寄与した点は評価に値する。ただ、米の消費が減少する局面において、米の供給過剰を誘因した面もある。米農業の経営安定と米の過剰解消といった二つの相反する課題を残している。

図3. 米の所得補填 直接支払制度の支払い実績、2015年産



資料：筆者作成

表3. 作物別 所得と労働投入時間 (2012～2014年 3年平均)

	稲	唐辛子	にんにく	玉ねぎ	豆
10a 当たりの所得(千ウオン)	612	2,363	2,118	2,127	629
10a 当たりの労働投入時間(時間)	13	159	124	102	20
時間当たりの所得(千ウオン/時間)	48	15	17	21	31

資料：統計庁「農産物生産費統計」

(3) 関税化に対応した米産業の発展対策

政府は、米の関税化猶予が実施された過去二〇年間、米農業の規模拡大、生産基盤の整備、流通の改善など、米産業の競争力を強化するために投資を継続してきた。これを通じて米の品質がよくなり、生産と流通の競争力も向上した。

また、二〇〇五年に米直接支払制度を導入して以来、農家の所得を補填するセーフティーネットの拡充、生産コストの削減などを通じて、米農家経営安定を図っている。

具体的な施策としては、①米直接支払いの引き上げ（固定直接支払い一ha当たり八〇万ウオンから一〇〇万ウオンに引き上げ）、②水田二毛作直接支払制度の導入（四〇万

ウオン/ha）、③米生産コストの削減のための「トゥルニョク経営体」の育成、④米消費減少状況における米産業維持のための消費拡大及び輸出の促進、加工産業の育成などを通じて需要基盤の拡充などである（農食品部、二〇一四・九）。

特に、米農家の経営安定と生産コスト削減のために、大農・小農間で共同経営をする「トゥルニョク経営体」の育成に予算を集中している。平均耕作面積二〇〇ha以上の「トゥルニョク経営体」を二〇一四年一五八カ所から二〇二四年六〇〇カ所まで拡大するという計画だ。

一人当たり米消費量が今のように減少を続ける場合、二〇一三年六七・二kg（適正作付面積面積八四万九、〇〇〇ha）から二〇二四年には五一kg（同六七万三、〇〇〇ha）まで減少する見通しだ。需要基盤の拡充を通じて、一人当たり消費量を五七kgに緩和し、適正栽培面積は七五万七、〇〇〇haを目標とする方針だ（農食品部二〇一四・九）。

ただ予算制約の問題ではあるが、米の過剰問題を解消するための米から代替作物への誘因策が明確ではない。

5 関税化転換後の米農業の課題

米は国民の主食である。一人当たり消費量は減少しつつづけている。一方、米農業は生産基盤（水田、農道、水

路、貯水池)が高度化し、生産技術の進歩が早いスピードで進んでいる。これは逆に需給の不均衡と価格変動をもたらし、所得が低迷し、韓国農業の成長を制約する要因としても働いている。

米農業は単位面積当たりの所得が低い方である。米一〇a当たりの所得は六一万ウォンで、粗放作物である。

少数の大規模農家を除いては米だけで家計消費をまかなう所得を確保するには限界がある。「水田農業」で成長モデルを見出さなければならぬ。米農業の労働投入時間は一三時間に過ぎない。日本の半分だ。だれもが米農業が可能な時代となり、高齢化するほど米に集中する傾向があるため、米過剰は潜在しているといえる。

水田の生産基盤を維持しながら米を含めた水田農業の経営安定を保障し、水田農業が発展し続けられる方法を講じなければならない。

より根本的な米政策の変化を求める課題を提案する。

第一に、需給のバランスを保つためには、減少する主食用を代替する新しい用途の開発である。米の用途を主食用と飼料用、加工用に区分し、消費が減少している主食用は減産する代わりに、増加が予想される飼料用や加工用などを増産する方策だ。

穀物の飼料化は、米国ではトウモロコシ、EUでは小麦に特化している。その結果、米国のトウモロコシの単

収は一〇a当たり一、〇〇〇kg(小麦三〇〇kg)で、EUの小麥単収は七〇〇kg(トウモロコシ七〇〇kg)に伸びている。アジアモンスーン地域では米の飼料化が代案になると思われる。飼料用の米は主食用の米農業の水田や農業機械をそのまま活用でき、いざとなれば主食用の米に転換できる。

第二に、米農業から脱皮した「水田農業」の成長モデルの構築だ。米は粗放作物だ。粗放作物は資本・労働力がそれほどかからず、生産費も高くない代わりに、単位面積当たりの所得も低い。米だけでは所得の確保に制約がある。

水田農業では「米(粗放作物) + α (集約作物)」の作付け体系の開発、需要先との連携などを通じた「水田農業の成長モデル」を構築しなければならない。水田農業の成長産業化が農村の高齢者や帰農者などへの雇用および所得の機会を生み出すだろう。

水田農業の成長モデルは各地域ごとの生産要素によって、①本作(主食用米、飼料用米など) + 水田裏作、②本作(豆、トウモロコシ) + 水田裏作、③本作 + 加工 + 直販(六次産業化)など、様々に設定できる。関税化転換後、政府が重点を置いている「トゥルニョク経営体事業」も、米と集約作物の導入へと拡大すれば、生産費の削減や付加価値の創出、主食用米の減産などの効果が期待できる。

第三に、「主食用」米農業の競争優位の確保だ。成長が滞っている米農業は、消費の減少に伴う生産の縮小を前提に、組織化・規模拡大などによる「生産費の削減」と「品質差別化」への努力が求められる。

高率関税によって今後、相当の期間、米の輸入は遮断される。これからは地域間の競争がより激しくなってくるだろう。競争優位を確保するためには、①生産コスト削減戦略、②品質差別化戦略、③集中戦略などが求められる。

平地地域では、「トゥルニョク経営体」、中山間地域では「村単位の営農組合」などを組織化し、多様な作付体系を形成して範囲の経済効果を図りながら、六次産業化と連携して新しい価値を生み出す方向へと接近しなければならぬ。



韓国忠清南道洪城郡の有機米水田

TPP合意と日本の米問題

国学院大学経済学部非常勤講師

神山 安雄

1 米に関するTPP合意

(1) 米に関する合意内容

環太平洋連携協定（TPP）交渉は、二〇一五年十月に大筋合意され、一六年二月に参加一七カ国が署名した。TPP交渉の中で、日本政府は、重要五品目―米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物―を「聖域」として守り抜くとしていたが、いずれの品目でも大幅な譲歩をして、関連品目も含めれば関税削減・撤廃などの譲歩により「傷のつかなかった品目」は皆無である。米（コメ）は、なかでも最重要品目として位置づけられていた。しかし、TPP本体の関税交渉とあわせて行われた日米並行協議もあり、最重要品目の米でもいくつもの譲歩を行っている。

日本の米に関するTPP合意の内容（図1）は、第一に、WTO農業協定に基づくミニマムアクセス（MA）枠とは別に、アメリカとオーストラリアに対して国別輸

入枠（五・六万―七・八四万実トン）を新たに設定することになる。

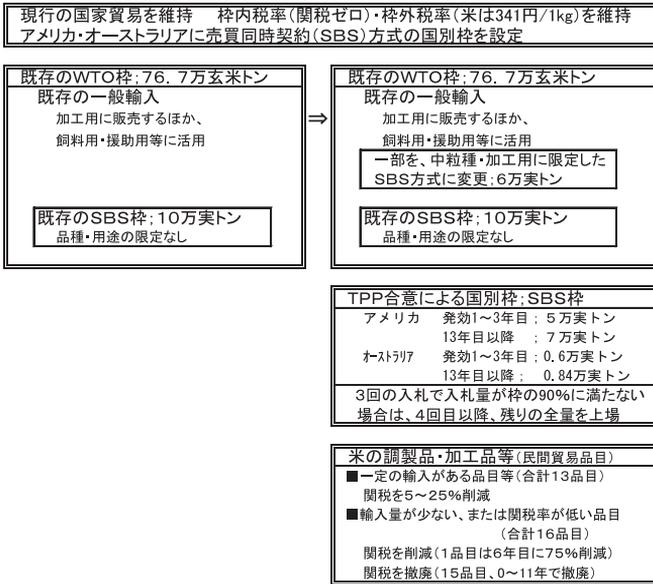
WTO協定に基づくMA枠（二〇〇〇年以降、七六・七万玄米トン）の輸入は、国家貿易により関税ゼロであるが、国が1kg当たり二九二円を上限とした輸入差益（マークアップ）をとっている。MA枠を超える輸入に対しては、高率関税（枠外税率1kg当たり三四一円の従量税Ⅱ従価税換算七七八%）を課している。

TPP合意による国別輸入枠についても、WTOのMA枠の輸入と同様の関税割当制をとることになる。

ただし、米の国別輸入枠は、関税ゼロの売買同時契約（SBS）方式による輸入枠であり、主食用米の輸入を想定している。

日本政府は、アメリカとオーストラリアに対する米の国別輸入枠について「義務的な輸入数量ではない」としている。しかし、並行協議の結果をまとめたサイドレタ―において、三回目の入札までに成約数量が平均九〇%

図1 TPP合意における米関連の内容



以下の場合、四回目の入札から五回目、六回目まで枠の残り全量を上場することをアメリカ・オーストラリア両国に約束している。

米に関するTPP合意の第二は、WTOのMA枠の輸入について、「運営の改善」を約束していることである。

MA枠の中には、売買同時契約(SBS)方式による輸入枠(一〇万実トン)が設定されている。SBS枠には品種・用途の限定がないとされているが、これまでの主食用米の輸入量の最高が一〇万トンであることに示されるように、SBS枠は主食用米の輸入に利用されている。

MA枠の米輸入の「運営改善」は、既存のSBS枠とは別枠で、〈中粒種・加工用〉に限定したSBS枠(六万実トン)を新たに設けることである。これは、主にアメリカ・カリフォルニア産米の輸入を想定しているものといえる。

第三に、米の調製品・加工品等(民間貿易品目)は、関税削減・撤廃を約束したことである。一定の輸入がある合計一三品目のうち、米粉調製品(加糖)は六年目に関税二五%削減、同(無糖)は四年目に一五%削減。残り一一品目は、即時五%削減。輸入量が少ない、または関税率の低い合計一六品目のうち、穀物加工品(粟粥など)は六年目に関税七五%削減、残り一五品目は〇〜一年で関税撤廃を約束している。

(2) 影響評価と関連対策

日本政府は、米について「関税撤廃の例外や国家貿易の維持など例外措置を獲得した」。そのため、「国家貿易以外の米の輸入増大は見込みがたい」。他方、国別枠による輸入米の数量拡大で、国内の米の流通量がその分増

加することになれば、「国産米全体の価格水準が下落することも懸念される」。そのため、「備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討」や、「更なる競争力の強化」が必要としている。

「備蓄運営」とは、既存のSBS枠で主食用米が輸入された場合、同数量の国産米を備蓄米として国が買い入れる操作を行っているため、TPPの国別枠で主食用米が輸入される場合も同様の操作を行う。そのため、主食用米の需給には影響を与えず、米価が下落することはない。「影響ゼロ」というのが日本政府の評価である。

しかし、アメリカ政府機関の国際貿易委員会は、議会への報告^(注1)の中で、文書には示されていない事項(Undocumented)として、TPPのアメリカ国別枠七万実トンでは日本の輸入差益(マークアップ)を一kg二円引き下げること、WTOのMA枠の「運営改善」による中粒種・加工用限定のSBS枠(六万実トン)ではアメリカに八〇%(四・八万トン)が保証されていることをあげ、アメリカの対日輸出量は二〇三二年には二二%増加するとしている。

SBS輸入のアメリカ産うるち精米短粒種は二〇一五年一kg一五四円(日本国産米の相対取引価格二二二円の六九%水準)、一般輸入のアメリカ産うるち精米中粒種は九七円(同四四%)である。国産米価格より安い価格

の米が加工用・主食用として輸入されることによって、国産米価格の下落が生じ、米全体の需給に確実に影響を与えることになる。これは、日本の米問題、ひいては日本農業問題を一層、深刻なものとする。

2 米需給の現状と課題

(1) 米需給政策の現状

日本の米消費は、引き続き減退している。米の一人当たり年間消費量は、二〇〇五年六一・四kgから二〇一〇年五九・五kg、一四年五五・六kg、一五年五四・六kgにまで減少した。主食用米等の需要量も二〇一〇/一一年八二〇万トンから一四/一五年七八三万トン、一五/一六年七六五万トン(速報値)に減少している。

このため、米の生産調整も年々強化され、一五年産主食用米等の生産数量目標は七五一万トンとされ、別に自主的取組参考値として七三九万トンが示された。一六年産の生産数量目標は七四三万トン、自主的取組参考値は七三五万トンである。

米生産調整の強化への対応は、主食用米以外の米の作付け拡大、なかでも新規需要米のうち飼料用米の作付けを拡大することによって行われている。この間の水田利用の状況を見ると、主食用米の作付面積の減少と、主食用米以外の加工用米、備蓄米、新規需要米、なかでも飼

料用米の作付面積の拡大が特徴的である。飼料用米は、一五年産では作付面積七・九万ha、生産量四三万トンとなり、一六年産でもさらに拡大する見込みである。

(2) 水田・畑作経営所得安定対策

以上のような米の需給調整は、水田・畑作経営所得安定対策等によって誘導されている。

経営所得安定対策には、畑作物の直接支払、水田活用の直接支払、収入減少影響緩和対策、米の直接支払がある。経営所得安定対策の見直しによって、畑作物の直接支払と収入減少影響緩和対策は、二〇一五年度から認定農業者・一定要件を満たした集落営農・認定新規就農者に交付対象が限定された。

新規需要米（米粉用米、飼料用米、発酵粗飼料（WC S）用稲等）に対しては、水田活用の直接支払が一〇a八万円交付されていたが、米粉用米・飼料用米については一五年度から収量に応じた数量払に変更された。一〇a当たり収量三八〇kg以下の場合には直接支払交付金が一〇a五・五万円、六八〇kg以上の場合は一〇・五万円とし、三八〇〜六八〇kgでは収量に応じた支払となる（標準収量五三〇kgの場合、一〇a当たり八万円）。

収入減少影響緩和対策は、米・麦・大豆・てん菜・でんぷん原料バレイショに対して、基準収入（直近五年のうち最低・最高を除いた三年平均）に対して当該年の合

計収入が下回った場合に差額の九〇%を拠出金（生産者一・国三）から補てんするものである。

米の直接支払は、一四〜一七年度は一〇a七五〇〇円である。民主党政権下の農業者戸別所得補償制度では、販売価格と生産費（物財費＋支払利子・地代＋労働費八割分）の差額を補てんするものとして一〇a一・五万円が交付されていたが、米政策・経営所得安定対策の見直しによって、一四年度から半額とされ、一八年度産米から廃止される。

米政策の見直しでは、一八年度から行政介入の米生産調整を廃止し、民間（農協）主導の米生産調整とすることになっている。米の直接支払の廃止、収入減少影響緩和対策に代わるものとなるかもしれない収入保険制度の導入と、一八年度は米政策・水田農業政策の転換年となる。そこに、TPP合意によるアメリカ産・オーストラリア産米の主食用米での輸入が加われば、日本の米市場の混乱は必至である。

主食用米等の需給調整では、一三年六月末の民間流通在庫が二二四万トンと過剰感が強まり、一四年産米価が下落する中で、一五年度から主食用米等の生産数量目標をさらに「深掘り」するものとして「自主的取組参考値」が示された。これに対応して、飼料用米等の直接支払交付金単価を最高一〇a一〇・五万円とすることで、主食

用米から飼料用米への「転作」が図られたのである。

(3) 飼料用米の流通

以上のように、飼料用米の作付け拡大は、主食用米等の需給調整のために行われている。飼料用米は、専用の多収品種も開発されているが、通常の主食用米の品種も栽培されている。専用品種でも主食用品種でも、通常の栽培管理体系の下で作ることができる。同じ飼料用であっても、WCS用稲が収穫・調製作業に専用収穫機等の機械装備を必要とすることは、異なっている。水田経営側からみて、飼料用米は作りやすい作物である。

他方、二〇〇七〜〇八年、一〜一二年の穀物等国际価格の高騰から配合飼料価格が高騰し、輸入乾牧草価格の高騰も加わり、その後のアベノミクスの「異次元の金融緩和」による円安の急進行によって配合飼料価格等が高止まりして、飼料高・コスト高によって畜産経営は苦境に陥った。畜産経営側からみても、飼料費の低減が課題であり、飼料用米・WCS用稲の作付け拡大は歓迎すべきものであった。玄米はトウモロコシと同程度の栄養価であり、稲WCSは輸入乾牧草(チモシー)と同程度の栄養価を持つため、代替可能だからである。

一五年産の飼料用米は、計画段階で四二万トンに増加した。このうち、地域内の畜産農家に供給されたのは一萬トンである。残り三一万トンは、飼料会社にトウモ

ロコシと代替する配合飼料原料として供給された。

飼料用米は、主食用米と混ざらないように分別集荷され、JA全農を通じて飼料会社に供給されている。飼料用米は、同程度の栄養価をもつ輸入トウモロコシ価格と同水準の1kg300円程度で価格が形成されている。しかし、JA全農経由での全国流通では、運送費等の経費が差し引かれ、水田農家の取り分はほぼゼロである。

水田農家側は、水田活用の直接支払交付金(平均108万円)に依存しながら飼料用米生産を行っている。交付金は、飼料用米の稲わらが畜産農家に供給された場合は耕畜連携の交付金(20a1・3万円)(一五年産では七・九万haのうち二万ha)、各県が指定する多収品種の作付け等の交付金(20a1・二万円)が加算されている。

飼料会社に供給される飼料原料用の米は、飼料用米だけではない。政府所有の備蓄米とMA米が一五年産では合計九八万トン(備蓄米二五万トン、MA米七三万トン)飼料原料として供給されている(飼料会社への供給量は合計九六万トン)。飼料用米が輸入トウモロコシ価格と同水準に価格形成されるのは、MA米の飼料原料向け売却価格が1kg300円だからである。

飼料会社が飼料原料として引き受けた米の量は、飼料用米と政府所有米(備蓄米・MA米)を合わせて一五年

度一二七万トンに増加した。
 (4) **MA米をめぐる状況**

WTO農業協定に基づくMA米輸入は、一九九九年四月の関税化（関税割当数量制への移行）によって、二〇〇〇年のMA米（七六・七万玄米トン、国内消費量の七・二％）を維持しつつづけている。

MA米の輸入先国（図2）は、第一位がアメリカであり、二〇〇〇年度以降、コンスタントに三六万トン（MA米の四七％）を輸入している（注）。第二位はタイで、一三〜一五年度の輸入量は三三〜三五万トンである。その他、中国やオーストラリアからの輸入があるが、近年はごくわずかになっている。

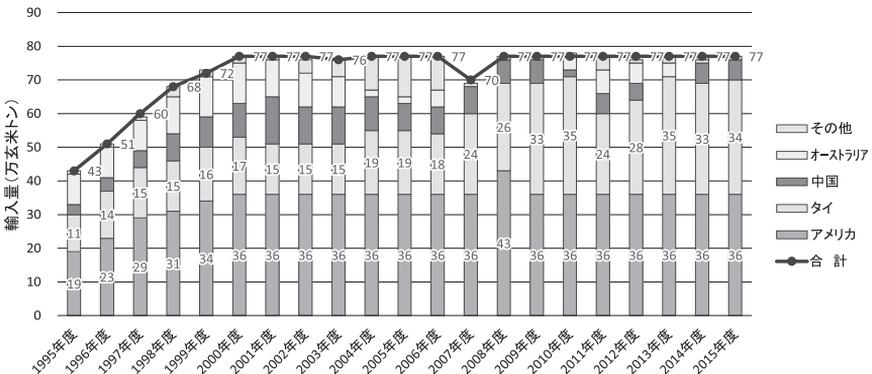
MA米は、当初は主として加工用・援助用に向けて売却・処理していたが、二〇〇六米穀年度に売れ残りの在庫が一八九万トンにも積み上がり、飼料用への売却（処理）が開始された（図3）。MA米の飼料用への売却量は、一五米穀年度は六五万トンにまで増加している。

MA米は、ガット・ウルグアイラウンド合意（WTO協定）に基づき、米の供給過剰から生産調整を実施しているにもかかわらず、義務的な輸入数量として受け入れたものである。米全体の過剰から、加工用、援助用だけでは処理しきれず、飼料用への売却を余儀なくされたが、それでも処理しきれない状況にある。

MA米の飼

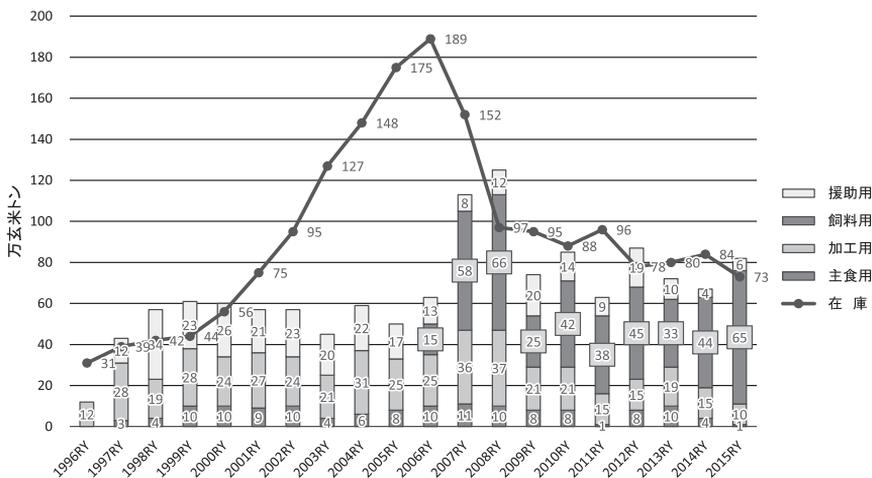
料用への売却は、一トン当たり七万円の輸入米を飼料原料として三万円で売却することになり、差し引き四万円の売却損を発生させる。援助用の場合も、一トン七万円の輸入米に輸送費を一トン当たり二万円負担して援助しており、一トン九万円の財政負担となる。MA米の在庫保管も一年間

図2 MA米の輸入状況（1995～2015年度）



資料：農林水産省「米をめぐる参考資料」により作成

図3 MA米の販売状況（1996～2015年度穀年度）



資料：図2に同じ

注1) RY(米穀年度)は、前年11月～当年10月。

2) この他、食用不適品として処理した計4万トン、バイオエタノール用として販売した計16万トンがある。

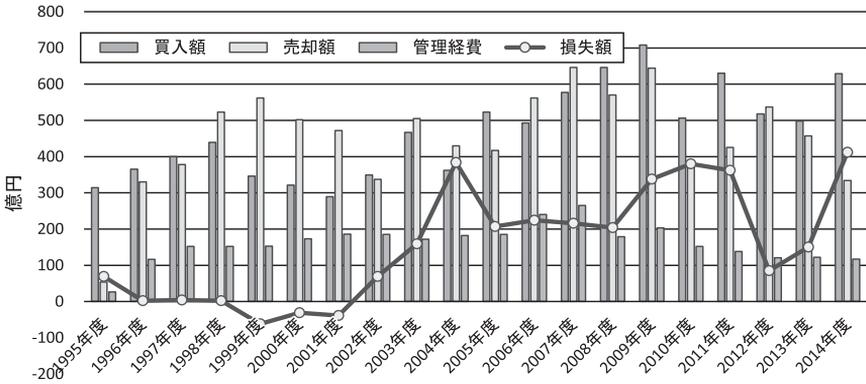
で一トン当たり一万円の保管料が生じる。過剰の上に過剰を重ねることになったMA米の輸入は、絶えず財政負担を生じさせざるを得ない(図4)。

例えば一四年度で四一二億円にのぼるようなMA米管理の財政負担を考えると、財政負担の生じる恐れのない主食用米・加工用米の売買同時契約(SBS)方式による輸入拡大の誘惑に駆られることになる。TPP合意による国別枠の設定とMA枠内での中粒種・加工用SBS枠の設定は、アメリカの米輸出圧力を前にして、財政負担軽減の誘惑に駆られた結果ともいえる。

しかし、主食用米の輸入は同量の国産米を備蓄に回すとしても、備蓄米は最終的には飼料原料等で売却せざるを得ない。適正な備蓄量は一〇〇万トンとされ、五年を基本に処理されてきた(備蓄米の政府買入れ量は年二〇万トン程度)。「備蓄運営の改善」は、これを「三年を基本」に変更し、TPP合意の国別枠受け入れによって生じるSBS方式による主食用米輸入量と同量の国産米の備蓄米としての買入れのために、政府の備蓄米買入れ数量枠を拡げようとするものである(単純計算すれば年間三〇万トン超への拡大)。

加工用米の輸入は、主食用米等の需給調整・生産調整として生産される国産の加工用米・米粉用米やTPP合意で関税が削減される輸入米粉調製品などと競合するこ

図4 MA米の損益状況（1995～2014年度）



資料：図2と同じ

注1) 経理処理上は、「売上原価」を〈期首在庫棚卸高+買入額-期末在庫棚卸高〉として算出。

「売買損益」は、〈売却額-売上原価〉としている。

2) 「管理経費」は、保管料+運搬費等。

3) 1999～2001年度は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計の国内米管理勘定に「備蓄損失補填財源」として繰入れ。

4) MA米の援助輸出に係るODA負担分は含まない。

とになる。現に、水田活用対策の「加工用米」は、六〇kg一万円台で取り引きされていたのが、九〇〇〇円台に下がっている。

米全体の過剰は解消されず、米価は下落し、財政負担は増えることになる。「影響ゼロ」などは決していえない。

3 日本の米問題の深刻化

(1) 米全体の過剰と米価の下落

米消費の減退がつづく中で、米の生産調整が年々強化されてきている。主食用米等の需給調整・生産調整は、主として飼料用米など新規需要米の作付け拡大によって実施されている。

確かに飼料用米は、日本の農業問題を解きほぐしていくための結節点としての意味をもっている。第一に、主食用米等の需給調整・生産調整を実施しながら、水田のもつ高い生産力を活かしていくために。第二に、外国産飼料穀物の輸入拡大に依存して発展してきた日本の酪農・畜産経営が、現在直面している飼料高・コスト高によって陥っている経営苦境を打開していくために。

しかし、飼料用米や飼料稲（WCS用稲等）は限界をもってしている。「家畜の生理や販売畜産品の品質に影響を与えずに利用可能な飼料米の量」は、四〇〇～四五〇万

トンと見積もられている。この量を主食用米からの転作である「飼料用米」と政府が所有する備蓄米・MA米で賄おうというのである。そこでは、当然、財政負担の増加が生じてくる。

水田活用の直接支払交付金総額は、一三年度二一六一億円、一四年度二四九八億円、一五年度三〇四八億円と増加してきた。加えて、MA米からの飼料原料向け供給の財政負担と備蓄米の財政負担がある。MA米から飼料原料に向け供給された数量は一五年度六五万トンであるが、その財政負担額は二六〇億円である。

従来から生じている米の過剰問題とその上に受け入れた国際的な約束のMA米輸入の問題を、日本政府は財政負担によって処理してきたのである。

しかし、その上にTPP合意によって国別枠・SBS枠によって米輸入が拡大し、関税削減によって米粉調製品などの輸入も拡大する。米全体の過剰はさらに強まり、米全体の価格は下落する。その中で、一八年産米から行政の介入する生産調整は廃止され、米の直接支払も廃止される。米価が右肩下がりであれば、基準価格・基準収入が下がるのだから、収入減少緩和対策も収入保険も米価下落・収入減少の影響を止めることができない。

(2) 稲作経営の現状

日本の米生産は、農業産出額の二二%、一・八兆円を

占め、単一品目では依然、第一位である(二〇一〇年)。

米産出額のうち、主業農家が三八%、準主業農家が二八%、副業的農家が三六%を占める。主業農家シェアが野菜(二兆円)八〇%、果樹(〇・七兆円)が六四%、乳用牛(〇・七兆円)九三%、肉用牛(〇・四兆円)七九%、豚(〇・五兆円)が九〇%であることは、対照的である。米生産に占める中小規模農家の割合は大きい。

二〇一四年産米生産費でみると、作付面積規模一ha未満層では一四年産米の相対取引価格で「物財費+支払利子・地代」をカバーできず、5ha未満層では支払利子・地代算入生産費をカバーできていない。

米生産においても、販売農家すべてを対象にした「販売価格-生産費」の差額を補てんする「不足払い」方式の所得政策(農業者戸別所得補償制度)を必要としている。日本の米政策・水田農業政策の方向は、韓国が、米の直接支払制度を継続し拡充していること(いくつか運用上の問題点が指摘されているが)とは大きく異なる。

注(1)USITC(米国国際貿易委員会)、「Trans-Pacific Partnership Agreement, 2016, pp. 182-184.

(2)MA米のアメリカのシェアを政府が意図的に確保していることについては、山田優・石井勇人『亡国の密約』

新潮社、二〇一六年。

討論

金正鎬(司会) お二方の発表ありがとうございます。

続いて、李貞煥 G S & J 理事長より、韓国側および日本側の発表に関しコメントをお願いいたします。

コメント

李^イ貞煥^{ジョンハク} (韓国 G S & J 理事長)

韓国、日本に共通する米過剰問題

李貞煥 両国ともに、T R Q 輸入をどういうふうに処理するのかという問題もあるし、米過剰問題も両国とも抱えている共通した問題です。

韓国は、去年より米価が大幅に下落して色々話題になっていきます。米価が生産コストより高い水準で維持されていて、それより高い直接支払い制度がある中では、生産過剰は避けられないものだと思います。韓国は、これからは生産を任意的に調整するための強力な生産調整制度を導入するか。あるいは、二〇〇四年に米所得等補てん直接支払い制度を導入したとき、米価が二〇二〇年頃には精米八〇kg 当たり一二万ウォン位にまで下落する見込みがあり、それで変動直接支払い制度で埋め合わせしていく必要があるという提案がありました。米価の相当

な下落に対して変動直接支払い制度が地域ごとに、その違いを十分反映されない状況をどうやって解決していくべきなのか。変動直接支払いの目標価格が一八万八〇〇ウォンまで大幅に引き上げられ、目標価格と収穫期市場価格(十月〜十二月平均)との差額を米所得等補てん直接支払い制度の変動直接支払いによって相当部分を補てんする。生産者価格に応じて交付金の金額が決められる。生産とつながっている状況ですから、根本的な改善が必要だと思います。現状では、過剰問題を解消するために、当初の予想より米価の大幅な下落を受け入れて、所得減少を直接支払い制度でどうやって埋め合わせていくのか、変動直接支払い制度がもっている公的な効果をとどのくらい発揮できるのか。あるいは協力的な生産調整制度を取り入れられない限り、米の過剰問題は解決できない。韓国が当面している課題だと思います。

日本も似たような問題を抱えていて、生産調整面積は一〇〇万 ha 以上だといわれているのですが、ひとつ伺いたいことは、米の生産調整を廃止し米の直接支払い制度も二〇一八年度を目的に廃止する計画だと伺っています。生産調整制度の廃止と米の直接支払い制度の廃止以降、日本では米価や農家所得という問題について、どういふうに見ているのか、伺いたいと思います。

小林信一(司会) それでは、金先生と神山先生の発表

に關し、日本側から梶井先生にコメントをお願いします。

コメント

梶井 功（東京農工大学名誉教授）

米生産費の階層差をどうみるか

梶井 功 実際に日本と韓国の米問題が、共通した問題、同じような問題に直面しています。この問題は、改めて、両国の農業経済学会などで共通の問題として、討論を何回も行った方がいいとつくづく感じました。

二つ質問したい。ひとつは金さんに。米の生産費の階層差について、日本と韓国でだいぶ差があると言われました。日本の場合には階層差が大きくなるようになってくるのに、韓国ははそうではないと。その原因はどこにあると理解されているのか、問題点はどこにあると考えられているのか。日本の生産費は、一〇ha以上層をさらに分けて考えると、日本はだいたい作付け規模一〇ha層が一番低くなり、その上の一〇〜一五ha、一五ha以上層となると生産費がだいたいがっていくんです。日本ではもっぱらそれを耕地分散、作付け規模が増えていくと作付けする水田が分散していく、つまり分散度が激しくなって機械費用なども大きくなるのが問題だということが言われています。この問題への対策として、この頃

盛んに水田の大規模化とか集団化とかが言われています。このところをどのようにお考えなのか。

二つめは、過剰問題対策として、米プラス何かということを考えなければならぬ、ということでしたが、韓国の場合、水田の複合的利用、高度利用に適する水田は現在どの位あるのか。つまり、乾田化して畑として使おうというときに湿害を問題にしなくていい水田が何%あると見ているのか。また、それを改良しようとするために、例えば土地改良事業を行っていけそうな水田はどの位あるのか。以上、二点お伺いしたい。

一貫性を欠く米政策、転作政策

それからもうひとつ。これは細かな話になりますが、せっかくのこうした場合なのでお聞きしたい。神山さんのお話で備蓄のところが最後尻切れとんぼになってしまいました。備蓄に回すから市況には影響はないんだと政府はおっしゃっているんですけども。もう現実に、従来、日本で言えば業務用米というか、大体外食用に回す米の販路はだいたい北海道や青森の米ですが、その市況を奪われると、北海道庁なり青森県庁なりが猛反対しています。現実に「これ位下がるだろう」ということを言っています。その点について、はっきりと、「備蓄米で処理するから大丈夫だ」というような言い方はおかしい、ということをもっと端的に言って欲しい。

それから、これは必ずしも米政策とは限らないのですけれど、問題は「政策的の一貫性」なんです。米政策は典型的ですが、米の転作の問題は、転作に取り組んだときには、「千年来の稲作構造を根本的に変える問題だから、十年、二十年、もっと三十年かかる問題だ。長期に腰を据えてかかるんだ」と、当時の食糧庁の課長は言っていたのです。ところが、その政策はその後三年くらい毎にコロナ変わる。こういうところが、日本の場合、米政策、転作政策の一番の問題ではなかるうか。どうお考えか、お訊きたい。

構造問題としての米過剰問題

金正鎬（司会） それでは、韓国側からお答えをいただきましたかと思えます。

金泰坤 お二方のコメントありがとうございます。

韓国の米過剰問題は、構造的な問題だといえます。何かといえば、保護のレベルが高い。高齢化するほど米に集中化せざるを得ない状況です。稲作は労働投入時間が一〇a当たり一〇時間ほどです。都会に住んでいても稲作ができるくらい、米の生産技術が高くなった、生産基盤がよく整備された、稲作は誰でも簡単にできることとなり、高齢化すると稲作に集中せざるを得ない状況です。そうした中で、徹底した生産調整が必要ですが、任



金泰坤 シニア・エコノミスト

意協力的な生産調整にならないければならないのです。方法としては、日本の、直接支払を廃止し、生産調整を廃止するというやり方と反対の方向です。韓国は生産調整をやらなければならない状況ですが、副作用を抑え、効率を上げる。米に対する補助金を抑え、米に代替する作物への誘因策、畑作物への追加的な直接支払い制度を取り入れる、そういった二つの方法でアプローチする必要があります。予算の制約など色々な問題が残っていますが、米の直接支払い制度の補助水準を下げて、代替作物への誘因策のための直接支払い制度の導入で、米から代替作物へ転作できる糸口を、方策を作りだすべきだと思えます。

規模拡大とコスト低減の問題

梶井先生の二つのコメントについて。規模を拡大すれば分散化される、韓国では、経営耕地を団地化、集団化する努力が、いままで一切なかったのです。規模を拡大するほど経済効果が分散される。耕作地が分散されて非効率的に稲作が行われている。これを解決するため

に、耕作地の団地化、従来の経営体を通じた経営コストの低減、あるいは、山間地域の場合は集落ごとの農作業を統合的に行う、そういったこともコストの低減につながると思います。

日本でも一〇ha以上になると生産コストが上がっていき、最適な規模は一〇haほどという研究報告をみています。農業機械の効率的な稼働量は決められてくるので、適期に収穫しなければ反収が減少していく。一〇ha以上になると、農業機械を追加的に確保しなければならぬ。機械を増やさなければならぬ。そういった問題があると同っています。しかし、日本では一〇ha規模までは生産コストが下がっていくということは韓国にとっても参考にすべきところだと思います。

生産基盤の支障がない限り、水田に畑作物、マメとかトウモロコシなどを作るといった新しい変化が起こっています。現在の水田を基盤にして畑作物を作れる、そういう可能性は韓国にも十分あるといえます。また、新たな試みとしてトゥルニョク（大規模）経営体の政策を通じて政府が打ち出している、作付面積二〇〇haを団地化して、その三割位を米以外の作物をつくる試みも米の過剰問題を解消するのに役立つのではないかと思います。

行政介入の生産調整と米直接支払いの廃止

神山 李先生、コメントありがとうございます。日

本では二〇一八年度から、これまでのような行政が介入した米の生産調整を廃止します。あわせて、米の直接支払い（現在、一〇a当たり七万五〇〇〇円）を廃止する。収入減少時の補てんでは、収入減少影響緩和対策があり、これは生産者も拠出しますが、米、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料の馬鈴薯の収入を全部合わせて減収した場合には、減収分の九割を補てんする仕組みがあります。収入保険制度の導入が言われており、収入減少影響緩和対策を続けるのかどうか課題になっています。

日本には、経営所得安定対策と日本型直接支払制度があります。経営所得安定対策では、麦・大豆などや新規需要米（米粉用米、飼料用米、WCS用稲等）に対する水田活用の直接支払い、麦・大豆などへの畑作物の直接支払いがあります。畑作物の直接支払いと収入減少影響緩和対策は、認定農業者と経理の一元化など要件を満た



神山安雄氏

した集落営農、認定新規就農者に対象を限定しています。

政策対象が限定され、米の直接支払いは行われなくなる、米の生産調整に行政は介入しない、そう

いう形になっていくわけです。T P P が発効してアメリカなどから米がさらに輸入されれば、過剰基調が強まり、米価は下がっていくだろう。影響ゼロということはなく、確実に所得対策をやっていかないと米農家は苦境に陥ります。

梶井先生ご質問の米関連対策ですが、アメリカ等の国別枠で S B S 方式による主食用米輸入を受け入れる。主食用米の輸入量と同量以上の国産米を備蓄米として国が買い入れるので、米価への影響はゼロだという政府の主張です。備蓄運営を基本五年から三年にして、買入れ・処理の目安を年二〇万トンから三〇万トン超に引き上げる。備蓄米の処理は現在、飼料用での売却です。主食用米価より備蓄米買入価格は安いですが、確実に売買損と管理経費増で財政負担は増える。M A 米は加工用・援助用・飼料用で処理して損失を出し、それでも相当量が売れ残っている。業務用米や加工用米での競合等を考えると、米全体の過剰は処理しきれず、米価下落は必至です。影響ゼロどころではないといえます。

韓国の水田の基盤条件は――

金正鎬（司会） 韓国と日本の米問題は非常に重要だと思えますので、フロアからの質問をお受けします。

服部信司 金先生のご報告で、韓国での農地の団地化が必要だということですが、同時に、韓国の土地の基盤

整備の状況について、気になりました。現在、土地基盤が整備されている、あるいは未整備でも、水田が乾田化していて畑作物が栽培できる面積がどの位あるのか。また、整備しなければならぬ土地がどの位あるのか教えていただきたい。

（会場より） 韓国の米過剰問題はきわめて深刻で、そこから抜け出さなければならぬとは理性的には思っているのですが、状況は悪化し続け、動けば動くほどさらに深い罠に陥っている状況です。合理的な政策によって決められるのではなくて、米農家とそれをめぐる政治的な関係が絶えず働いて、多くの学者や政策立案者などが色々な話をしてきているのですが、米問題については、一言で言っても、絶え間ない過剰がさらに深刻化させる政策が、政治的メカニズムによって進められている。政策的に決められる場、決められる人たちが韓国にいるのか、疑問に思います。

金泰坤 韓国の農地面積がどれくらい整備されているのかという質問でした。韓国では「一〇〇年前の干ばつ」と言われているのですが、当時の秋には値崩れが起きってしまうほど生産基盤は完璧に近いほどだったといえます。畑については排水問題などで改善が必要ですが、水田に限っては完璧に整備されています。生産条件が不利な、生産基盤がよく整っていない土地はあるのですが、

種類を選べば畑作物が十分できる、ただし、畑作物は労働集約型の作物なのでそれをどう解決していくかが重要な課題だと思えます。

米問題の心配では、私たちが、市場開放、外部に関心を傾けすぎたあまり、国内問題をおろそかにしている状況もあると思います。競争力の向上に向けてどうしていくべきなのか、内部的な問題がより重要だと思っておりますが、これについてはこれから話し合っていくべきところだと思います。

直接支払い制度の見直しと効果

(会場より) ひとつ質問があります。韓国では直接支払制度を推進しながら、それがもつ生産誘因効果を最小化するため、生産と連携しないように制度を変えていく、つまり、栽培面積に対して当該年度の交付金を支払うのではなく、米国のようなCCP方式で、他の作物でも支払おうと主張していますが、韓国ではまだ議論の段階で、まだ受け入れられていません。日本では生産中立的な直接支払制度の議論はなかったのでしょうか。私の知る限りはそういった議論はあまりなかったと思うのですが。ご存じのことがあったら教えてください。

神山 かつては自給率が低い麦、大豆、飼料作物を、水田利用を中心にして拡大していくという政策的な狙いがありました。今は、主食用米の生産を減らして、水田

の他の部分は、米の用途を細かく分けて備蓄用・加工用・新規需要米などに誘導していく。特に新規需要米のWCS用稲は一〇・八万円、飼料用米は最高一〇・五万円ですから、そちらの方に誘導していく。主食用米の需給調整、減産対策に従属した政策になってしまっている。

生産中立的な直接支払い制度の議論はなく、販売農家すべてを対象にした農業者戸別所得補償制度もやめました。これは、水田農業全体もそうですが、日本農業全体の地盤沈下が起こってくるのではないかと思います。色々な形で重層的な所得対策をやっていないと日本農業全体の地盤沈下につながると心配されます。

金正鎬(司会) お疲れ様でした。米の問題は、見方の差はあるものの、韓国と日本とも直面した一番重要なテーマではないかと思えます。米価格の下落や稲作経営の問題などにどう対応していくか、共通した課題であると認識した、それを確認した場でした。

これでこの第Ⅱセッションを終わります。ありがとうございます。

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」

⑬

製パン性に優れ、多収のパン用小麦品種「せときらら」

農研機構西日本農業研究センター麦類育種グループ 高田 兼則

はじめに

日本の食糧用小麦の年間消費量は約五六〇万トンで、このうち国産小麦の生産量は九〇万トン前後であり、自給率は約一六%となるが、パン用の国産小麦の自給率は三%に過ぎない。西日本では、暖地向けの初めてのパン用小麦品種である「ニシノカオリ」やその製パン性を改良した「ミナミノカオリ」が栽培されてきた。しかし、「ニシノカオリ」はパン用の輸入小麦に比べて製パン性が大きく劣り、また、従来から栽培されている日本めん（うどん）用の小麦に比べて収量が低いことなどの問題がある。また、「ミナミノカオリ」は、製パン性が向上したが輸入小麦には及ばず、栽培面では赤かび病や穂発芽に弱いという問題がある。そこで、これらの問題を解決するため赤かび病や穂発芽に強く、製パン性に優れる品種開発を進め、日本めん用小麦と同等の栽培性をもち、製パン性に優れるパン用小麦「せときらら」を育成した。

育成経過

「せときらら」は、日本めん用の小麦品種「ふくほのか」を母本として、製パン性を向上させるためにDNAマーカーと連続戻し交配の技術を用いて、「ふくほのか」にグルテンを強くする高分子量グルテン遺伝子*Glu-D1d*とグルテンの伸展性を高める低分子量グルテン遺伝子*Glu-B3h*、そして種子を硬質にする遺伝子*Pmb-D1c*を導入することにより育成された。二〇〇六年度に、近畿中国四国農業研究センター（現 西日本農業研究センター）の世代促進温室において、「中国一五一号（ふくほのか）」に、「北見春六三号」から硬質性（*Pmb-D1c*）（AC Domain）からグルテンの強化（*Glu-D1d*）およびグルテンの伸展性（*Glu-B3h*）に関係する遺伝子を各々八回の連続戻し交配で導入した準同質遺伝子系統間のF₁、すなわち*Glu-D1d*と*Glu-B3h*を導入した中国一五一号*9/AC Domain // 中国一五一号*9/AC DomainのF₂を母とし、*Glu-D1d*と*Pmb-D1c*を導入した中国一五一号*9



せときらら ふくほのか 農林61号
写真1 「せときらら」の穂と粒

こから広く普及するこ
とを、「きらら」はき
くような品
種になるこ
とを願って
命名した。

／AC Domain／／中国一五一号*9／北見春六三号のF₁を父として交配を行った。目的とする三遺伝子をもつ個体はDNAマーカーによって選抜した。二〇〇八年度（F₅）から「中系08・39」の系統名で系統適応性試験および特性検定試験に供試し、二〇一〇年度（F₇）から「中国一六一号」の系統名を付し、奨励品種決定調査に供試した。山口県では早急に「ニシノカオリ」に替わる品種が求められており、「ニシノカオリ」よりも多収で製パン性に優れる試験結果が得られたことから、二〇一二年一月に「せときらら」の品種名で品種登録出願を行い、二〇一四年五月二日に品種登録された。「せと」は育成地である広島県福山市が立地する瀬戸内地域をさし、こ

特性の概要

「せときらら」は「ふくほのか」と株および穂の特性はほぼ同じで區別がつかないが、粒は「ふくほのか」の軟質粒に対して、「せときらら」は硬質粒であり、明らかに異なる（写真1）。「ニシノカオリ」より稈長がやや高く、「ミナミノカオリ」より高い（表1）。穂長は、「ニシノカオリ」や「ミナミノカオリ」より長く、反復親の「ふくほのか」よりもやや長い。主形態的特性は「ふくほのか」と同じである。硬質小麦のため容積重は「ふくほのか」よりも高い（表2）。原麦粒の見かけの品質は「ニシノカオリ」と同等で「ミナミノカオリ」より優れる。播性の程度は「I」の春播性で、穂発芽性は従来から西日本で栽培されているうどん用の品種と同程度の強さであり、「ニシノカオリ」よりもや

表1 生産力検定試験における「せときらら」の生育特性

品種名	出穂期 (月・日)	成熟期 (月・日)	稈長 (cm)	穂長 (cm)	穂数 (本/㎡)	倒伏 程度	赤さび病	うどんこ病
せときらら	4.15	6.07	88	9.1	435	1.3	0.0	0.5
ニシノカオリ	4.17	6.07	86	7.7	430	0.1	0.0	0.0
ミナミノカオリ	4.19	6.09	81	7.9	412	0.4	0.0	0.0
ふくほのか	4.16	6.06	89	8.6	460	1.6	0.0	0.4

2007～2011年度の広幅条播栽培の平均。倒伏程度および発病程度は無（0）～基（5）の6階級調査。パン用のせときらら、ニシノカオリ、ミナミノカオリは開花期追肥を行った。

表2 生産力検定試験の「せときらら」の収穫物特性

品種名	子実重 (kg/a)	ニシノカオリ 対比(%)	容積重 (g)	千粒重 (g)	粒形	粒色	硝子率 (%)	外観 品質	粒蛋白質 含量(%)	粒硬度 (H)
せときらら	55.9	139	848	41.4	5.0	4.0	65	5.8	11.1	62
ニシノカオリ	40.4	100	831	41.6	5.0	3.4	86	5.3	13.3	64
ミナミノカオリ	46.1	114	830	40.5	4.5	4.8	86	4.7	12.8	57
ふくほのか	57.5	141	816	39.4	5.0	4.0	2	5.5	8.0	17

粒形は極短(1)～極長(9)、粒色は淡黄(1)～赤褐(5)、外観品質は下下(1)～上上(9)。

表3 「せときらら」の製粉および小麦粉品質

品種名	製粉		60%粉		色相		
	製粉 歩留 (%)	シリング スコア	蛋白質 含量 (%)	灰分 含量 (%)	L*	a*	b*
せときらら	71.9	85.6	10.3	0.41	89.1	-1.58	14.2
ニシノカオリ	68.0	79.0	12.6	0.47	88.1	-1.10	13.2
ミナミノカオリ	69.5	80.7	11.9	0.46	88.8	-1.35	13.0
ふくほのか	69.5	84.8	7.0	0.38	89.8	-1.91	14.9
1CW	71.8	84.1	12.5	0.44	89.1	-1.47	14.2

分析値は2007～2010年の平均値。

1CWはカナダ産パン用小麦で、総合食料局から試験用に譲渡されたものを使用。

や強く、「ミナミノカオリ」よりは明らかに強い。赤かび病抵抗性は「ニシノカオリ」と同程度で、「ミナミノカオリ」よりは明らかに強い。うどんこ病抵抗性は「弱」、赤さび病抵抗性は「強」であるが、これらの抵抗性は病原菌のレースによって反応が異なるため、栽培地によ

て発病の程度は異なる。出穂期と成熟期は「ニシノカオリ」と同等で、「ミナミノカオリ」よりはやや早い。耐倒伏性は「ニシノカオリ」や「ミナミノカオリ」に比べると倒伏し易い。収量性は「ニシノカオリ」より約四〇ポイント多収であり、「ミナミノカオリ」に比べても約二〇ポイントの多収である。原麦の蛋白質含量は「ニシノカオリ」、「ミナミノカオリ」より低い。一般に収穫量と蛋白質含量には負の相関関係があり、「せときらら」は多収のため同じ栽培条件では蛋白質含量が低くなる。

品質特性では、製粉歩留は、「ニシノカオリ」や「ミナミノカオリ」よりも高く、カナダ産のパン用輸入小麦銘柄の1CWと同程度である(表3)。また、灰分含量が低いことから、ミリングスコアは1CWよりもやや高い。粉の色相では明度(L*)はやや高く1CWと同程度で、赤色み(a*)はやや低く、くすみの少ない色調である。でんぷんの糊化特性を示すアミログラムは、「ふくほのか」と同様に最高粘度が高く、ブレークダウンが大きい(表4)。ブレークダウンは、うどんのもちもちとした食感に関係するアミロロス合成遺伝子のWx-B1がb型のやや低アミロロス型の小麦であることによる。「ニシノカオリ」、「ミナミノカオリ」や1CWはWx-B1aの野生型であるため、ブレークダウンは小さい。小麦粉の物理性を測定したファリノグラムの吸水率は、「ニシノカ

表4 「せときらら」の小麦粉の物性値

品種名	アミログラム		ファリノグラム				ハロー メーター バリュウ
	最高 粘度 (BU)	ブレーク ダウン (BU)	吸水率 (%)	生地形成 時間(分)	安定度 (BU)	弱化度 (BU)	
せときらら	1035	360	61.0	3.5	6.6	43	60
ニシノカオリ	722	137	64.6	4.6	4.3	78	57
ミナミノカオリ	658	124	60.6	6.6	6.1	71	65
ふくほのか	1167	421	53.6	1.4	0.8	131	36
1CW	677	147	61.3	9.0	15.4	26	78

オリ」よりは低い、「ミナミノカオリ」や1CWと同程度である。蛋白質含量が低いため、生地形成時間は短い、弱化度は小さく、「ニシノカオリ」よりは蛋白質含量が2ポイント以上低いにもかかわらず、生地の強さの指標であるバリロメーターバリュウはやや高い。

表5 製パン試験結果 (2009年、2010年の平均)

系統名 品種名	蛋白質 含量 (%)	高速生地 混捏時間 (分)	生地 性質	パン 容積 (ml)	外観	内相	総合 評価
せときらら	11.5	2-1/8	4.3	2115	3.5	3.3	77
ミナミノカオリ	12.2	1-5/8	2.0	2030	2.0	2.0	72
1CW	12.3	2-1/4	4.5	2203	4.0	3.8	79

製パン試験は(一社)日本パン技術研究所で実施した。

中種生地法で行われた製パン試験では、1CWと同程度の混捏耐性を有し生地性質は伸展性と抗張力のバランスに優れていた(表5)。パン容積は1CWより小さいが、「ミナミノカオリ」より高く、総合評価は1CWにはおおよばないものの、「ミナミノカオリ」よりは作業性、外観、内相のいずれも優れていた。

適地と栽培上の留意点

「せときらら」の栽培適地は、温暖地から暖地の平坦地である。栽培上の留意点としては、多収のため蛋白質含量が低くなりがちなので、品質評価ランク区分の基準値の蛋白質含量を得られるように出穂期以降に十分な実肥を施用する必要がある。

普及状況

「せときらら」は二〇一三年度に山口県で奨励品種に採用され、二〇一六年産では九二六haで栽培されている。山口県では県内の学校給食用のパンを「せときらら」で提供している。また、京都府と兵庫県で奨励品種採用予定であり、岡山県、愛媛県、佐賀県で産地品種銘柄に設定されており、暖地・温暖地のパン用小麦品種として作付け拡大が期待される。

編集後記

本号と次号で報告する韓国・日本の農業研究者意見交換会の事前準備から事後処理に至るまで、韓国側の窓口となっていたいただいた地域財団の皆さんには大変お世話になった。この場を借りて、改めて御礼申し上げたい。

その地域財団との連絡・打合せのため、財団スタッフの女性と何度かメールのやりとりを行った。その度毎に、筆者は少々恥ずかしさを感じたものである。当方のメール作成においては、浅学非才の身でハングルを使えるわけもなく、日本語で送信する。これに対し、先方からも日本語で返事を頂戴するのだ。日本語を学習しているという彼女にしてみれば当然のことであろうが、その確で丁寧な日本語に接し恥ずかしさを感じたのだ。

今回の意見交換会では、彼女をはじめとして、報告者やコメンテーターを務めていただいた先生方の中にも、日本語の達人な方が沢山おられた。その一方、韓国側を代表して挨拶をされた鄭英一韓国農業研究センター理事長は「日韓両国は、農業においてもまるで双子のような共通点をもって……にもかかわらず、意外にも相互の理解が不足」とおっしゃられた。そして、わが農林行政を考える会の梶井功代表も、「韓国と日本で共通する問題があると感じておりますが、これまで、お互いに

向き合って討論し合い、問題の解決の方向を探るということをあまり行ってこなかった」と挨拶を行った。

さて、韓国は、「FTA先進国」とも評され、アメリカ・EUなど巨大経済圏を含め総計五二カ国との間でFTAを締結している。わが国は、外務省ホームページによれば、発効・署名済みが一五カ国・地域、交渉中が九カ国・地域という状況であり、韓国が「先進国」と言われることがよくわかる。その韓国で、農産物の市場開放が農業生産にどのように影響が生じているのかに、当然関心をもった。金正鎬環境農業研究院長のご報告によれば、今後農家所得が増加するなど、明るい方向にあるとのこと。わが国と比して羨ましい限りだ。「未来像とビジョン」として、「所得作物中心の生産構造に早く転換される」、「専門経営体中心の農業構造が成熟していくとの見通し」とのお話に重ねて羨ましくなった。それにひきかえ、わが国農政は梶井代表が指摘したように「政策一貫性の欠如」が甚だしい。

なお、金院長がおっしゃられた、「韓国で、農畜産物の消費が行き止まりから、今後は伸びを予想している理由として『農産物の安全性』が求められ、国産の食料品の消費が伸びていくだろう」との見解については、今後のわが国農業に照らしても、是非とも期待したいことである。

(花村)